

水質汚濁防止法等のしおり

令和6年4月

神戸市環境局

目 次

I 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制の概要	
1. 水質汚濁防止法	1
2. 瀬戸内海環境保全特別措置法	3
3. 兵庫県 環境の保全と創造に関する条例	3
II 用語の定義	4
III 許可・届出制度	
1. 水質汚濁防止法の届出	6
<書類の作成要領>	8
2. 瀬戸内海環境保全特別措置法の許可・届出	11
<施設の設置・変更に伴う許可申請・届出の区分について>	12
<事前評価制度について>	14
3. 環境の保全と創造に関する条例の許可・届出・設備基準	18
IV 排水規制と測定義務	
1. 濃度規制	20
2. 総量規制	21
3. 地下浸透規制	23
V 有害物質を取り扱う工場・事業場等の規制	
1. 構造基準	24
2. 使用基準	26
3. 点検・記録義務	26
VI その他の事業者の責務	
1. 事故時の措置	29
2. 無過失責任	29
VII 罰則一覧	30
VIII その他の関係法令	32
 <記載例編>	
記載例 1 特定施設設置(変更)届出書	34
記載例 2 有害物質使用特定施設に関する管理要領	46
記載例 3 有害物質使用特定施設に関する点検要領	48
 <資料編>	
資料 1 特定施設一覧	51
資料 2 兵庫県条例許可対象区域指定	57
資料 3 有害物質、生活環境項目、指定物質等	58
資料 4 排水基準	
1 全国一律排水基準	59
2 兵庫県上乗せ排水基準(特定事業場)	61
3 兵庫県条例が定める排水基準(特定事業場以外の工場・事業場)	68
4 その他の基準	69

I 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制の概要

神戸市内における工場・事業場を対象とした公共用水域及び地下水の水質汚濁に関する規制には、主に「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」(以下「県条例」)があります。

1. 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法は、工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制、生活排水対策の実施の推進等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、工場等から排出される汚水・廃液に関して人の健康被害が生じた場合の損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。(第1条)

届出

設置届

- ・特定施設の設置等（第5条第1項）
- ・有害物質使用特定施設の設置（地下浸透）（第5条第2項）
- ・有害物質使用特定施設（上記を除く）、有害物質貯蔵指定施設の設置（第5条第3項）

変更届

- ・構造等の変更届（第7条）、氏名の変更等の届出（第10条）

廃止届

- ・特定施設の廃止届（第10条）

その他

- ・特定施設等の承継届（第11条第3項）
- ・汚濁負荷量測定手法届（第14条第3項）
- ・事故時における事故の状況、講じた措置の概要等に関する届出（第14条の2）

排水規制

濃度規制

- ・一律排水基準（法）【有害物質・生活環境項目】
- ・上乗せ排水基準（兵庫県上乗せ条例^{※1}）【有害物質・生活環境項目】
有害物質は全ての特定事業場、生活環境項目は日平均排水量が30m³以上（法では50m³以上。）の特定事業場が対象（第3条・第14条）

※1 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例 昭和49年3月27日兵庫県条例第18号

総量規制

- ・排出水のCOD、窒素、りんの汚濁負荷量を規制（第12条の2他）
日平均排水量が50m³以上の指定地域内（神戸市内は全域）特定事業場が対象

事業者の責務等

- ・排水基準に適合しない排出水の排出禁止（第12条）
- ・有害物質を含む排水（特定地下浸透水）の地下浸透の禁止（第12条の3）
- ・有害物質使用特定施設、貯蔵指定施設の構造、設備・使用方法に関する基準の遵守（第12条の4）
- ・排出水等の汚染状態、汚濁負荷量の測定、結果の記録・保存（第14条第1項、第2項）
- ・有害物質使用特定施設、貯蔵指定施設等の定期点検、結果の記録、保存（第14条第5項）
- ・事故における有害物質、指定物質、油を含む水の流出、地下浸透に係る応急措置の実施、事故の状況及び措置内容等の届出（第14条の2）
- ・事業活動に伴う汚水、廃液の公共用水域への排出、地下への浸透状況の把握、汚濁防止のために必要な措置の実施（第14条の4）

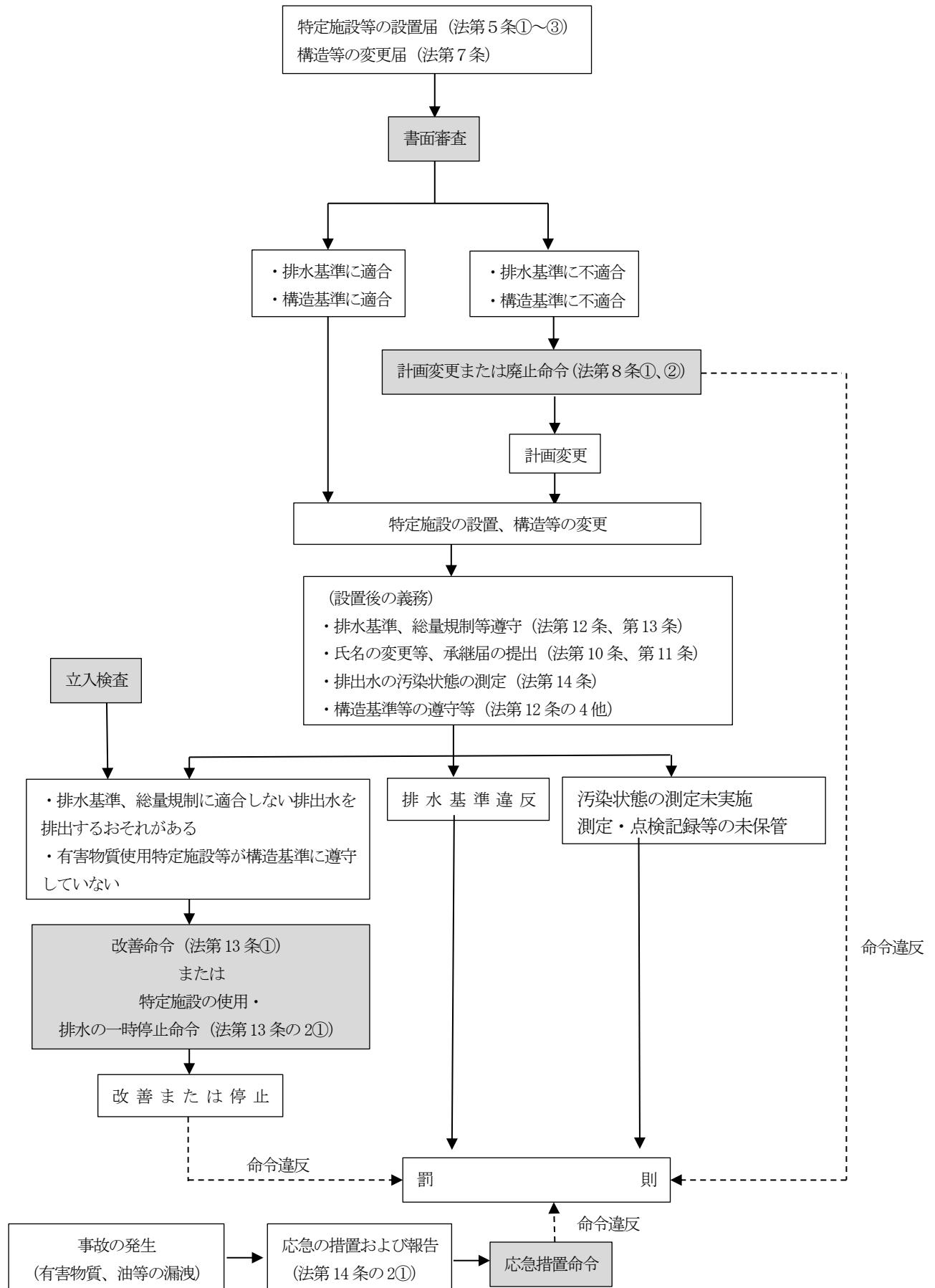
国民の責務他 生活排水対策の実施への協力（第14条の6、第14条の7）

水質の汚濁状況の監視等

- ・都道府県知事（神戸市域は神戸市長）による公共用水域等の常時監視（第15条他）
- ・緊急時には排水量減少等の措置命令（第18条）

損害賠償 無過失責任等（第19条）

<水質汚濁防止法の体系図>



2. 濑戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の環境保全に係る施策推進のために必要な事項を定めるとともに、特定施設の規制、富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全等に関する措置等により、瀬戸内海の環境保全を図ることを目的としています。(第1条)

瀬戸内海水域（神戸市は全域）に日最大排水量を合計 50 m³以上排出する事業場は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設を設置する場合、事前に同法の許可を受ける必要があります。

許可申請

- ・特定施設の設置（第5条第1項）
「特定施設」：水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設
※環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面の添付が必要（第5条第3項）
- ・特定施設の構造等の変更（第8条第1項）
※設置時と同様、環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面の添付が必要。ただし、汚染状態が増大しない場合などは不要。

届出

- ・許可申請内容に関する軽微な変更（第8条第4項）
- ・氏名等の変更の届出（第9条）
- ・承継届（第10条第3項）
※「みなし指定地域特定施設（処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽）」は、水質汚濁防止法の届出が必要（第12条の2）

富栄養化による被害発生の防止 指定物質排出者の報告（第12条の5）

自然海浜の保全等

- ・自然海浜保全地区の指定（第12条の13他）
- ・埋立ての配慮（第13条）

3. 県条例

県条例では、水質汚濁防止法で定める特定施設以外の施設について届出義務、瀬戸内海環境保全特別措置法対象以外の事業場について、許可制度等が規定されています。

許可

- ・指定区域内の指定施設の設置（第36条）（指定区域、禁止区域は昭和47年兵庫県告示第482号の16）
- ・指定施設の変更（第39条）

届出

- ・条例許可施設に係る工事完了届（第40条）
- ・条例許可施設に係る氏名の変更等の届出（第41条）、承継届（第42条第3項）
- ・条例対象特定施設の設置等[水質汚濁防止法の横出し]（第43条）
- ・条例対象特定施設の変更届（第44条）、氏名の変更等の届出（第47条）

設備基準

- ・汚水の地下浸透・希釈処理の禁止（畜産業外）他（平成8年3月29日兵庫県告示第542号他）

排出基準 排水基準（平成8年3月29日兵庫県告示第542号）

測定結果報告 「特定工場における公害防止組織に関する法律」対象事業場が対象（第151条）

事故時の措置 事故届・事故復旧工事完了届（第52条）

II 用語の定義

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法で使用される用語の定義

	用語	定義
1	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(終末処理場に接続している下水道を除く)。
2	特定施設	有害物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの。(P51 参照) ※政令:水質汚濁防止法施行令別表第1(No.1~74)に掲げる施設 ただし、「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、次の施設を除きます。⇒①下水道終末処理施設、②地方公共団体が設置するし尿処理施設(農業集落排水処理施設を含む)、③地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設
3	指定地域特定施設 (みなし指定地域特定施設)	201人以上500人以下のし尿浄化槽。 (みなし指定地域特定施設は、水質汚濁防止法の適用を受けます。)
4	特定事業場	特定施設(指定地域特定施設を含む)を設置する工場又は事業場。
5	指定地域内事業場	指定地域(神戸市は全域が対象)内にある日平均排水量が50m ³ 以上の特定事業場。
6	有害物質	カドミウムその他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質として政令で定める物質。(P58 参照)
7	有害物質使用特定施設	有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設(指定地域特定施設を除く)。
8	有害物質使用特定事業場	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場。
9	貯油施設等	政令で定める重油その他の政令で定める油を貯蔵する貯油施設、又は油を含む水を処理する油水分離施設(特定施設を除く)。油は、次のとおりです。⇒①原油、②重油、③潤滑油、④軽油、⑤灯油、⑥揮発油、⑦動植物油
10	指定物質	有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質 (P58 参照)
11	指定施設	有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
12	指定事業場	指定施設を設置する事業場
13	有害物質貯蔵指定施設	有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設
14	排出水	特定事業場から公共用水域に排出される全ての水(雨水・冷却水等を含む)。当該特定事業場に設置される特定施設からの排水のみならず、特定施設以外の施設からの排水も含めて、一体として「排出水」として規制の対象となります。 なお、雨水は排出水にあたりますが、排出水の量には算入しません。
15	特定排出水	指定地域内事業場から排出される水のうち、間接冷却水及び雨水等を除いた工程排水等の総量規制の対象となる排出水。
16	排水口	排出水を排出する場所。 なお、特定事業場に2以上排水口がある場合には、個々の排水口ごとに排水基準が適用されます。
17	汚水等	特定施設から排出される汚水又は廃液。
18	特定地下浸透水	有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したもの)を含むもの。
19	生活排水	炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水。
20	日平均排水量	1日当たりの平均的な排出水の量。(P65 参照)
21	日最大排水量	排出水の1日当たりの最大量。

III 許可・届出制度

工場又は事業場において、下記の施設を設置・構造変更しようとする際には、施設の種類・事業場の規模に応じて届出又は許可が必要です。

<水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法>

施設の種類	事業場等からの水の排出先 (雨水を含む)	事業場等からの日最大排水量 ^{*1}	設置時の手続き
特定施設 (有害物質使用特定施設を含む)	公共用水域	50m ³ 未満	水質汚濁防止法 届出 第5条第1項
		50m ³ 以上	瀬戸内海環境保全特別措置法 許可 第5条 (設置後の軽微な変更は届出)
指定地域特定施設 (201人以上500人以下のし尿浄化槽)			水質汚濁防止法 届出 第5条第1項 ^{*2}
有害物質使用特定施設 (上記を除く)	地下浸透	排水量は問わない	(兵庫県条例第65条で不可)
	下水道等		水質汚濁防止法 届出 第5条第3項
有害物質貯蔵指定施設	公共用水域 又は下水道		水質汚濁防止法 届出 第5条第3項

*1 排水量の算出

排水量に雨水の量は算入しません。

*2 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる特定施設を併設し、かつ事業場等からの日最大排水量が50m³以上の場合は瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく手続きも併せて必要

<県条例>

施設の種類	水の排出先 (雨水を含む)	手続き
県条例施行規則別表5に掲げる施設 (P57 参照)		県条例届出
「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表1」又は県条例施行規則別表2 (P57 参照)に掲げる施設を指定区域 (昭和47年4月1日兵庫県告示第482号の16別表第1に掲げる区域)に設置又は変更するとき (P59資料2別表第2に掲げる区域では設置できません)	公共用水域	県条例許可 ※瀬戸内海環境保全特別措置法による手続きと重複する場合は不要

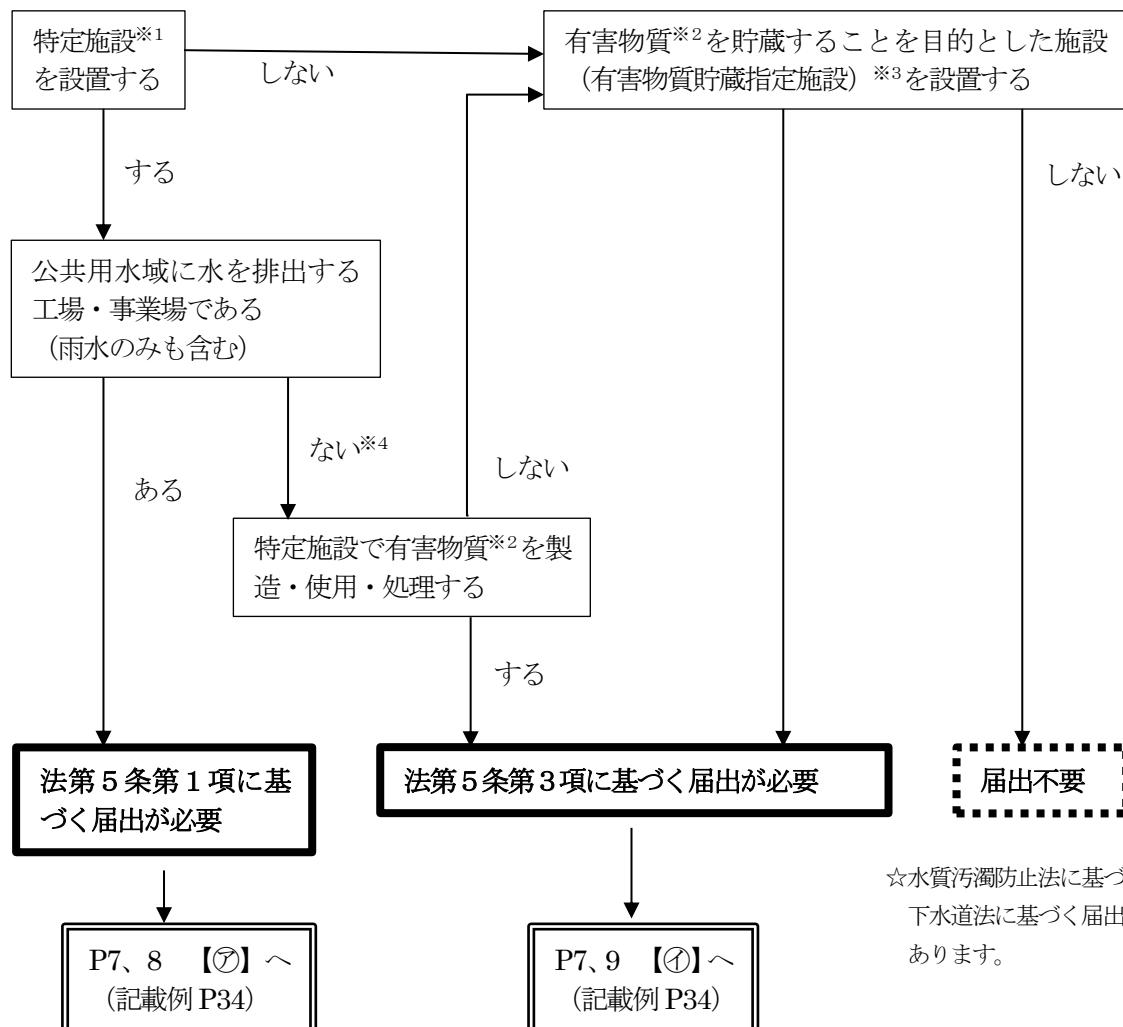
1. 水質汚濁防止法の届出

水質汚濁防止法で定める特定施設を設置する事業場（特定事業場）であり、日最大排水量が 50m³未満の事業場は、水質汚濁防止法に基づく届出が必要です。

水質汚濁防止法の届出要否の判定フロー（設置届の場合）

以下のフローで届出の要・不要をご確認下さい。

＜施設とは、一定期間一定の場所に設置されているもののことです。＞



特定施設の構造変更や排水の水質・水量を変更等する場合、変更届が必要となります。（P7 【⑦】へ）

また、特定施設を廃止する場合、廃止届が必要となります。（P7 【⑦】へ） 詳細はご相談ください。

※1 特定施設とは、汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法施行令別表第1（P51）に定める施設を指します。ただし、施設内で循環使用等により系外に全く汚水を排出しない施設は除きます。

※2 有害物質とは、水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質（カドミウム等28物質）を指します（P58）。

※3 有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質を貯蔵する施設のうち、有害物質を含む液体を地下に浸透するおそれのある貯蔵施設のことを示します。

※4 特定事業場から公共用水域に排出水を排出しない例

- ・排出水（雨水も含む）を公共下水道または共同処理施設（第74号特定施設）に全量放流する場合
- ・特定事業場が建物内にある場合（複合商業施設内のテナント等）

届出事由	届出の種類	手続きの時期	必要な様式等
施設の設置（更新含む） ・特定施設 <法第5条第1項> ・・・【⑦】 ・有害物質貯蔵指定施設 <法第5条第3項> ・・・【①】	設置届	工事着手の 60日以上前	・様式第1 ・別紙 5条1項：1～6 5条3項：12～15 ・別図1～12 ・届出の概要
法改正等により既存の施設が新たに特定施設等となった場合 <法第6条第1項、第2項>	使用届	特定施設等とな った日から 30日以内	上記に同じ
施設の変更 <法第7条第1項> ・・・【⑦】 (特定施設の構造・使用方法、汚水等の処理の方法等の変更、用水・排出水の量及び水質等の変更、公共下水道に接続など)	施設変更届	工事着手の 60日以上前	・様式第1 ・別紙1～15・別図1～12 のうち変更箇所 ・届出の概要
届出者氏名・住所（法人の場合は名称・所在地）、事業場名称・所在地の変更 <法第10条>	氏名等変更届	変更した日か ら30日以内	・様式第5 (又は神戸市公害関係法令共通様式)
届出者の地位を承継（施設の譲り受け・借受・相続・法人合併・分割等） <法第11条第3項>	承継届	承継した日か ら30日以内	・様式第7 (又は神戸市公害関係法令共通様式)
測定手法の届出（新規・変更） ※総量規制対象事業場のみ(P21参照) <法第14条第3項>	汚濁負荷量 測定手法届	あらかじめ	・様式第10 ・別紙1～3
施設の使用廃止 <法第10条> ・・・【⑨】 施設全部廃止の場合を除き、事前に排出水量等の変更届が必要	使用廃止届	廃止した日か ら30日以内	・様式第6 ※土壤汚染対策法の手続きが必要な場合があります。(P32)
<p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記届出については、原則e-kobeによる電子申請で行ってください。 ・特定施設、貯蔵指定施設の設置及び変更は、原則として届出受理後、60日を経過した後でなければ着工できません。書類審査の結果、規制内容に適合しないと認めるときは計画変更又は計画廃止を命じられることがあります（第8条、第8条の2）。 ・ただし、届出に係る事項の内容が相当である（構造基準、排出基準等に適合）と認められるとき（神戸市では、審査終了日以降）は、着工制限期間の短縮が可能です。 <p>(その他の届出)</p> <p>法改正等により既存の事業場が新たに総量規制対象事業場となった場合は「排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書（法第6条第3項）」等が必要です。</p>			

<書類の作成要領> (記載例はP34~)

- 届出は原則 e-kobe による電子申請で行ってください。
- 届出者は、公共用水域に水を排出する者です (法人にあっては代表者)。
☆届出用紙は下記のホームページからダウンロード出来ます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyoaisaku/mizu1/suishitsukise.html>

1) 設置 (使用・変更) 届出書 (許可申請書) の別紙

別紙	工場又は事業場の概要 届出(許可申請)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 工場又は事業場の概要: 主な製品名、稼動日数、担当部署など、基本的情報を記入する。 有害物質を製造・使用・処理している場合には、その物質名・使用量等を記入する。 届出(許可申請)の概要: 特定施設の設置(使用・変更)の理由及び内容を簡潔に説明し、また汚染状態・排出水量・負荷量の増減等について記入する。 (変更届の場合は変更前・変更後の両方を対比させて記入する) <p>※水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法で様式が異なります。</p>
----	---------------------------	--

法第5条第1項(特定施設)に係る届出 …【⑦】

別紙 1	特定施設の構造	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設号番号及び名称は、水質汚濁防止法施行令別表第1の該当する施設番号及びその名称を記入する。 同型の施設を同時に複数設置する場合は、まとめて記載してよい(施設数を記入する)。 型式は、メーカー名・機種名を記入する。 構造は、施設の主要部分の材質を記入し、汚水等の汚染状態に影響を与えるおそれがある部分の材質については、必ず記入する。 能力は、施設の公称最大能力を記入する。 有害物質使用特定施設の場合は、その他参考となるべき事項の欄に、使用物質名・使用量、施設の床面及び周囲の構造等を記入する。
別紙 1 の 2	特定施設の設備	<p>(有害物質使用特定施設のみ必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定施設に付帯する配管等の設備について記載する。 漏洩検知設備等がある場合は構造欄に記載する。 配置の欄には付帯設備の配置を記載する。地下に設置されている場合はその旨を記載する。(※瀬戸内海環境保全特別措置法に係る申請書別紙7に相当します。)
別紙 2	特定施設の使用の方法	<ul style="list-style-type: none"> 汚水等の汚染状態の欄には、操業状態を考慮して計画値を記入する。排水基準に定められた事項のうち、COD、T-N(窒素)、T-P(りん)、使用又は発生等の可能性のある有害物質等については必ず記載する。 <p>※原料に含有、副生成等により存在すると推定されるものも記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質使用特定施設の場合は、その他参考となるべき事項の欄に、使用物質名・使用量を必ず記入する。
別紙 3	汚水等の処理の方 法	<ul style="list-style-type: none"> 設置(変更)しようとする特定施設から排出される汚水等を処理するもの全てを記入する。 し尿処理施設(72号)のように、処理施設自体が特定施設である場合は、別紙1・2と別紙3両方に同じ内容を記載する。 汚水等の汚染状態及び量の欄には、別紙2で記載した項目について同様に記入する。 排出水の排出方法は、排出口の位置・数・排出先も含めて記入する。 残さの処理方法で、業者等に委託する場合は、その旨を記入する。
別紙 4	排出水の汚染状態及び量	<ul style="list-style-type: none"> 排出水の汚染状態の欄には、別紙2・別紙3と同様に記入する。 <p>※排水基準に定められた事項のうち、特定施設等にかかわらず、事業場内で使用するなど排出水中に存在すると推定される項目について全て記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用水域に排出する全ての排水口(排水基準が適用される場所。雨水専用排水口も含む)を記入する。 その他参考となるべき事項には、排出先の公共用水域(河川名等)を記入する。

別紙5	排水水の排水系統別の汚染状態及び量	<ul style="list-style-type: none"> ・指定項目の別(COD、窒素、りんの3項目)に作成する。 ・業種その他の区分が同じであっても、排水口別・特定排水区分別(特定排出水、間接冷却水、減圧用排水、生活排水、その他)・業種区別に、詳細に分けて記入する。コード番号は「第9次水質総量規制関係資料」参照。
別紙6	用水及び排水の系統	<ul style="list-style-type: none"> ・系統のフロー図には、水量(最大値・通常値の両方)を記載する。 ・用途は、「原料用水」「洗浄用水」「冷却用水」「ボイラーユー」「生活用水」「その他」などに区分する。 ・使用水は、「上水道」「工業用水」「地下水」「河川水」「海水」「その他」などに区別する。また、循環使用水は、その旨を併せて記載する。 ・用水使用量は、最大値・通常値の両方を記入する。
法第5条第3項(有害物質貯蔵指定施設・有害物質使用特定施設(第1項・第2項を除く))に係る届出 …【①】		
別紙12～15:別紙1、1の2、2、6と同様に記載する。		

添付資料

別図1	工場付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺公共用水域が分かるもの。1／1万～1／2万5千程度の図面に、工場又は事業場から主要河川(海域)に流入するまでの排水経路を明示する。
別図2	工場内の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設、貯蔵指定施設、その付帯設備、関連する主要機械・装置、汚水処理施設等の配置を敷地平面図・建物各階平面図に明示する。 <p>(別紙1、1の2、2、3、7、8、9、12、13、14の関係資料として)</p>
別図3	特定施設等の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設、貯蔵指定施設の立面図、平面図及びその他参考になるもの。主要寸法(L×W×H、単位も)を明示する。(別紙1、7、12の関係資料として)
別図4	有害物質使用特定施設等の周囲の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の立面図、平面図、材質その他参考になるもの。主要寸法を明示する。 <p>(別紙1、7、12の関係資料として)</p>
別図5	有害物質使用特定施設等の設備の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管等設備の立面図、平面図、材質その他参考になるもの。 ・漏洩検知設備等があれば、設置箇所・検知方法に関する資料を添付する。 <p>(別紙1の2、13の関係資料として)</p>
別図6	特定施設等を含む操業系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設、貯蔵指定施設を含む操業の系統を明示する(フローシート)。 <p>(別紙2、8、14の関係資料として)</p>
別図7	工場排水経路図(排水口の位置図を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場又は事業場内の排水経路(工程排水の他に冷却水、生活排水、雨水も示すこと)を排水系統別に平面図に明示する。 ・排水口(雨水専用排水口を含む)の位置を1／1,000～1／2,500程度の図面に、明示する。(別紙3、9の関係資料として)
別図8	汚水処理施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・立面図、平面図及びその他参考になるもの。主要寸法(L×W×H、単位も)を明示する。 ・汚水処理施設に関連する主要機械、主要装置を含む配置図を添付する。 <p>(別紙3、9の関係資料として)</p>
別図9	汚水等の処理系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設・関連施設をフロー図に明示する。 ・水量(最大値・通常値の両方)を記入すること。(別紙3、9の関係資料として)
別図10	特定施設等の一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・工場又は事業場にある全ての特定施設・有害物質貯蔵指定施設について記入する。 ・変更後の場合、変更分だけではなく全体分を記入する。
別図11	有害物質取扱い状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工場又は事業場内における特定施設ごとの有害物質取扱い状況について記載する。

別図 12	点検等実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の構造について、定期点検箇所、方法、頻度に関する一覧表を作成する。 ・同様に使用方法について、第8条の7第2号に定める「管理要領」を作成する。
-------	---------	--

2) 汚濁負荷量測定手法届出書の別紙

別紙 1	特定排出水等の汚染状態の計測方法、計測場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・測定場所が複数あるときは、地点ごとに記入する。 ・COD・窒素・りんの3項目について記入する。 ・測定機器のカタログの写しを添付する。 ・排水経路図に測定点を示す。また、自動計測の場合、採取位置、計測機器設置場所を示す。 ・換算式の検証に用いたデータ・散布図を添付する。
別紙 2	特定排出水等の量の計測方法、計測場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・COD・窒素・りんの3項目について記入する。 ・排水経路図に測定点を記載する。また、流量計以外の場合、計測場所の断面図等を記載する。
別紙 3	特定排出水等の1日当たりの汚濁負荷量の算定方法	窒素・りんの届出にあわせてCODを再掲し、COD・窒素・りんの3項目について記入する。

<参考>変更届の区分と点検義務の区分について

点検義務についてはP26 参照

変更内容	届出の区分	点検区分
届出対象外の施設→有害物質使用特定施設、貯蔵指定施設（用途変更）	設置届	A基準
特定施設（有害物質無）→有害物質使用特定施設（種類変更）	廃止・設置届	A基準
特定施設（有害物質無）→有害物質使用特定施設（種類変更無し）	変更届	A基準
有害物質使用特定施設（届出済）の構造、使用方法を変更	変更届	A又はB基準※

※構造・設備の一部を変更する場合、変更部分はA基準

変更されない部分については、引き続きB

2. 濑戸内海環境保全特別措置法の許可・届出

神戸市内では、特定施設（水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設）を有し、かつ日最大排水量が 50m³以上の特定事業場は瀬戸内海環境保全特別措置法の対象となります。同法に基づく許可申請等を行った場合は、原則として水質汚濁防止法による届出は不要です。

但し、有害物質貯蔵指定施設・みなし指定地域特定施設の設置・変更する場合は、水質汚濁防止法に基づく手続きが必要です。

許可申請・届出事由	手続きの種類	手続きの時期	必要な様式等
特定施設の設置（更新含む） <法第5条第1項>	特定施設設置許可申請	工事着手の 約3ヶ月以上前	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1 ・別紙1～7（注） ・別図1～12 ・申請の概要 ・事前評価書
特定施設の変更 <法第8条第1項> (下記の軽微な変更を除く)	特定施設変更許可申請	工事着手の 約3ヶ月（事前評価不要の場合は 1ヶ月）以上前	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1 ・別紙1～7（注）・別図1～12のうち変更箇所 ・申請の概要 ・事前評価書（省略できる場合有）
特定施設の変更 <法第8条第4項・9条> P12 参照	特定施設変更届	変更した日から 30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2 ・別紙1～7（注）・別図1～12のうち変更箇所 ・申請の概要
届出者氏名・住所（法人の場合は名称・所在地）、事業場名称・所在地の変更 <法第9条>	氏名等変更届	変更した日から 30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第5 (又は神戸市公害関係法令共通様式)
届出者の地位を承継（施設の譲り受け・借受・相続・法人合併・分割等） <法第10条>	承継届	承継した日から 30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第8 (又は神戸市公害関係法令共通様式)
施設の使用廃止 (全廃の場合を除き、事前に変更届出書が必要) <法第9条>	特定施設使用廃止届	廃止した日から 30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第7 ※土壤汚染対策法の手続きが必要な場合があります。（P32）
許可申請をした施設の工事が完了（確認後でなければ施設を使用してはならない）	工事完了届	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県条例規則様式第4
この他に、法改正等により、既存の施設が新たに特定施設となった場合は「特定施設使用届出書」（第7条第2項）の提出が必要です。			
上記届出については、原則 e-kobe による電子申請で行ってください。			

(注) 濑戸内海環境保全特別措置法申請に係る別紙1～6は、水質汚濁防止法に係る別紙1～6（1の2を除く）に相当します。

＜書類の作成要領＞

水質汚濁防止法第5条第1項に係る届出と同様です（P8を参照してください）。

但し、別紙1の2については、瀬戸内海環境保全特別措置法で定める別紙7を使用してください。

<施設の設置・変更に伴う許可申請・届出の区分について>

施設を設置・変更する際は、内容に応じて手続き方法が異なりますのでご注意ください。

1) 設置許可申請の対象

日最大排水量が 50 m ³ 以上の事業場で、新たに特定施設を設置するとき	特定施設設置許可申請
特定施設を設置することにより、新たに事業場からの日最大排水量が 50 m ³ 以上となる場合	特定施設設置許可申請 (既存を含め、全施設の許可申請が必要)
水量の増加により、新たに事業場からの日最大排水量が 50 m ³ 以上となる場合	特定施設設置許可申請 (既存を含め、全施設の許可申請が必要)
特定施設を設置する事業場において、指定地域特定施設を設置することにより、日最大排水量が 50 m ³ 以上となるとき	特定施設設置許可申請 (指定地域特定施設以外の施設について) 指定地域特定施設の設置届出 (水質汚濁防止法)

- 既存の施設の用途変更や使用原材料の変更によって、新たに特定施設に該当するようになった場合や、特定施設の分類番号が変わる時は新規設置扱いになります。
- 特定施設の設置に伴い、汚水処理施設や排出水量などが変わった場合には、同時に変更許可申請が必要です。
- 既存施設の更新（入換え）は、新規設置・廃止の手続きが必要です。

2) 変更許可申請・届出の対象

① 変更許可申請対象<法第8条第1項>

変更箇所	変更しようとする事項
特定施設	型式、構造、主要寸法、能力、配置、設置場所 操業系統、使用時間、季節的変動など 原材料の種類、量など 汚水量、水質
汚水処理施設 (みなし指定地域 特定施設を含む)	設置場所、種類、型式、構造、主要寸法、能力、処理方式、処理系統、 特定施設から処理施設までの集水・導水方法 使用時間、季節的変動など 中和・凝集等に使用する反応資材の種類、量など 処理水量、水質（処理前、処理後とも）、残さの種類、量、処分方法など
排水口、排水系統	各排水口からの排出水量（水量の減少を含む） 各排水系統の水量、排水経路 排水口からの排出水の排出方法、放流先（下水道への接続も変更許可） 排水口の位置、数

変更により排水量が 50 m³/日未満になる場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法第8条の変更許可申請手続きを行うことにより、以後は水質汚濁防止法対象事業場となります（同法の変更届は不要）。

② 変更届対象

<法第8条第4項>次のいずれかを変更したとき

- ① 様式第1の別紙1～3までの「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項
- ② 様式第1の別紙4・5の「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項（排出水の量又は排水系統別の水量に係るものに限る）

<法第9条>次のいずれかを変更したとき

- ① 許可に係る排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）のみに変更があった場合。
- ② 用水量、用水及び排水の系統に変更があった場合。
- ③ 有害物質使用特定施設の設備に変更があった場合。

<参考>会社承継・合併・分立時の手続き

承継等の条件		必要な手続
1	瀬戸法A⇒水濁法B + 水濁法C (Aによって設置された瀬戸法対象施設が、B・Cに分離承継された結果、いずれも水濁法対象施設になったことを表す。以下同様。)	A : 手続不要 B : 水濁法第11条の承継届出 C : 水濁法第11条の承継届出
2	瀬戸法A⇒水濁法A + 水濁法B	A : 瀬戸法第8条の変更許可申請 B : 水濁法第11条の承継届出
3	瀬戸法A⇒瀬戸法B + 水濁法C	A : 手続不要 B : 瀬戸法第10条の承継届出 C : 水濁法第11条の承継届出
4	瀬戸法A⇒瀬戸法A + 水濁法B	A : 瀬戸法第8条の変更許可申請 B : 水濁法第11条の承継届出
5	瀬戸法A + 水濁法B⇒瀬戸法A	A : B部分の瀬戸法第5条の設置許可申請 B : 手続不要
6	水濁法A + 瀬戸法B⇒瀬戸法A	A : A部分の瀬戸法第5条の設置許可申請及びB部分の瀬戸法第10条の承継届出 B : 手続不要
7	瀬戸法A + 瀬戸法B⇒瀬戸法A	A : 瀬戸法第8条の変更許可申請及び瀬戸法第10条の承継届出 B : 手続不要
8	水濁法A + 水濁法B⇒瀬戸法A	A : 全施設の瀬戸法第5条の設置許可申請 B : 手続不要

* 水濁法：水質汚濁防止法
瀬戸法：瀬戸内海環境保全特別措置法

<事前評価制度について>

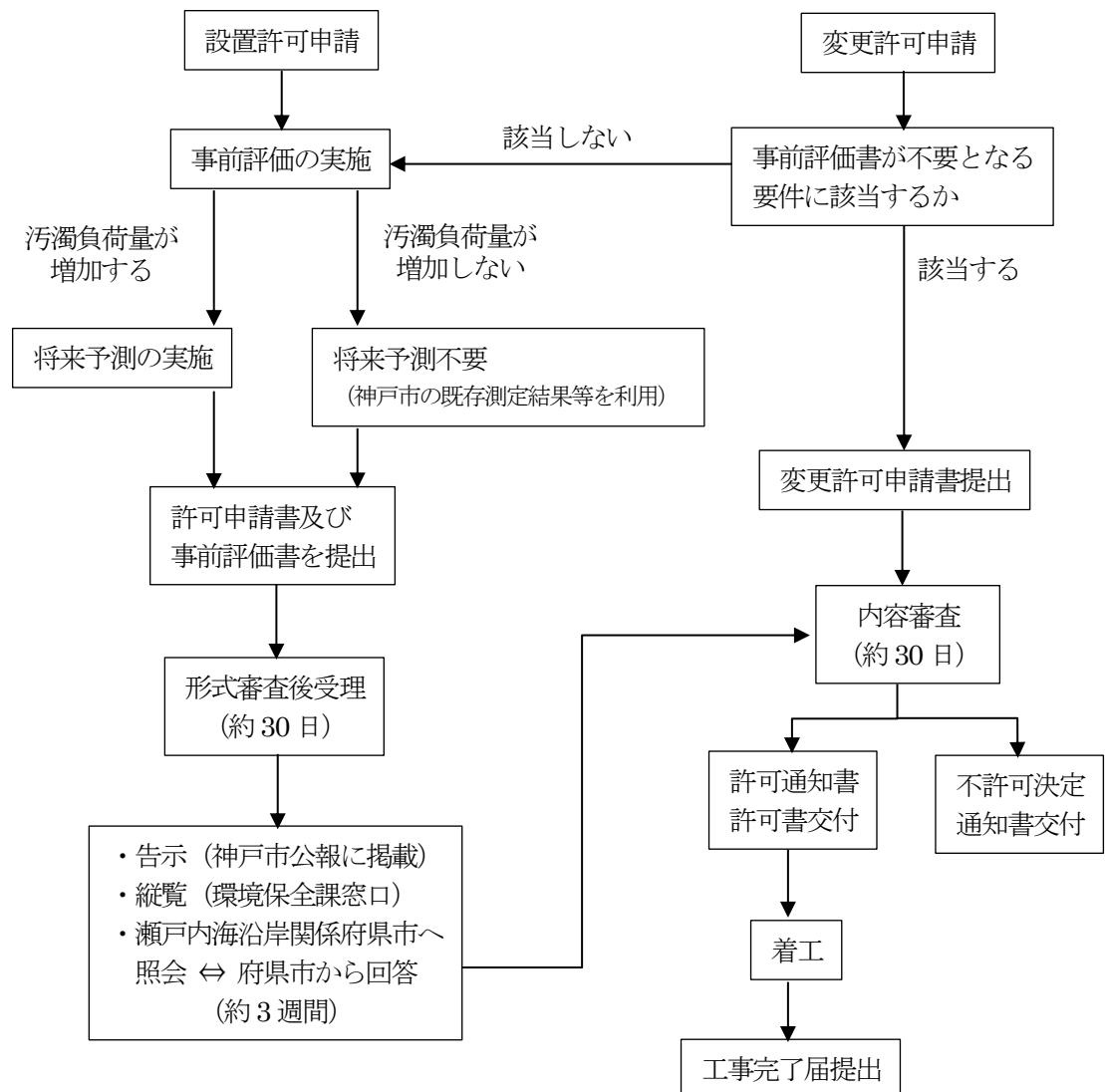
事業者は、当該許可申請により汚濁負荷量が増加する場合は、公共用水域への影響を事前評価し、その結果を3週間公衆に縦覧する等の手続きが必要です。

1) 事前評価の要・不要

	事前評価書不要	事前評価書要	
		将来予測を省略可	将来予測が必要
要件	<p>変更許可申請であり(1)～(3)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)次のすべてに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 汚水等を処理していないときは、特定施設使用時に汚水等の水量・水質のいずれも増加しないこと 汚水等を処理しているときは、処理後の水量・水質のいずれも増加しないこと ② 排水口の位置・数、排出水の排出の方法に変更がないこと <p>(2)次のすべてに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各排水口における水量・水質のいずれも増加しないこと ② 排水口の位置・数、排出水の排出の方法に変更がないこと、又は廃止すること <p>(3)次のすべてに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各排水口における水量・水質のいずれも増加しないこと ② 冷却用、減圧用等の排出口における排出水の排出の方法のみ変更する 	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 設置許可申請により、排出先ごとの汚濁負荷量が増加しないもの <注※></p> <p>② 変更許可申請により、排出先ごとの汚濁負荷量が増加しないもの <注※></p> <p><注※></p> <p>「排出先ごとの汚濁負荷量が増加しない」とは、排出水の放流先の水域が2以上ある場合は、そのいずれの水域においても汚濁負荷量が増加しないときをいう</p>	左記以外のもの (汚濁負荷量が増加)
必要部数	—	1部	1～5部※
申請概要の告示	—	神戸市公報に掲載	
関係府県知事・市町村長へ意見照会	—	—	告示文と事前評価書を送付
事前評価書の縦覧、利害関係者の意見書提出	—	告示日の翌日から3週間	
周辺公共用水域の範囲の決定	—	省略可	最大排出水量から決定
現況水質の測定	—	既存資料を利用してよい 既存資料がない場合は代表的な一点	必 要
将来水質の予測	—	不 要	必 要

※関係府県市の数によって部数が異なりますのでご相談ください。

2) 手続きの流れ



3) 事前評価書の作成方法

項目	作成要領	
表紙	・日付、申請者の住所及び氏名、工場又は事業場の所在地及び名称は、許可申請と同じ表現を用いること。	
1 許可申請書の概要	1-(1)	・特定施設の設置(変更)の理由及び内容を簡潔に説明し、水量及び汚染状態の増減について記入する。 ・変更の場合は、変更前と変更後の両方を記入する。 ・水量及び汚染状態が増加する場合は、1-(2)は記入しなくてよい。 ・許可申請の別紙1、別紙2の内容と矛盾しないこと。
	1-(2)	
2 工場又は事業場からの排水経路並びに工場又は事業場の排水口の位置及び数	2-(1)	・工場又は事業場から公共用水域までの排水経路を、別図1に記入する。 ・工場又は事業場内の排水経路・排水口(雨水を含む。)を、別図2に記入する。
	2-(2)	・排水系統・排水経路を、水量を含めてフロー図に記入する。

3 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常の値及び最大の値、当該排出水の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該排出水の汚濁負荷量		・申請に関連する排水口の水量・水質・汚濁負荷量の増減を記入する。 ・許可申請の別紙4の内容と矛盾しないこと。 ・排水口が2か所以上ある場合は、全体の水量・汚濁負荷量の増減を下段に記入する。(全体の水質は、加重平均値とすること。)
4 工場又は事業場の排水口の周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項	4-(1)	・水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表1「人の健康の保護に関する環境基準」を記載する。
	4-(2)	・排出先の河川・海域それぞれについて記入する。 ・環境基準点が設定されていない場合は、無記入でよい。 ・環境基準類型も設定されていない場合は、基準値とあわせて無記入でよい。 ・基準値の詳細は、神戸市環境局に確認すること。
	4-(3)	・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準を記載する。 ・また、4-(1)、(2)以外に定められている場合、記入する。
5 周辺公共用水域の水質の現況及び排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度	5-(1)	・河川域・海域にわけて測定点ごとに2~3日分(最低 1週間間隔で2~3時期(排水量による。)各1日以上)の各測定値、日平均値、総平均値及び将来水質を記入する。 ・将来水質予測を省略できる場合には、神戸市等が実施した既存測定結果を利用してよい。 ・将来水質予測を省略できる場合で、既存測定結果がない場合には、代表的な1点で1日3回測定し、その値を記入する。
	5-(2)	利水状況の概要(用途、規模等)を記入する。
	5-(3)	・汚濁負荷量の増加の有無を記入する。 ・汚濁負荷量が増加する場合には、公共用水域での影響範囲を記入し、予測計算を行う。P17 参照。
6 その他当該特定施設の設置等が環境に及ぼす影響についての事前評価に關し参考となるべき事項		・事故防止対策、公害防止体制、汚水処理施設の維持管理体制について記入する。
別図1 (工場付近見取図、工場から公共用水域までの排水経路図)		・周辺公共用水域がわかる地図に、工場の位置、排水経路、水質測定点、環境基準点、上水・農業用水等の取水点、養殖場等の利水点等を記入する。
別図2 (工場内の排水経路図)		・工場内の全排水経路・全排水口(雨水も含む。)位置を記入した平面図に、申請に係る排水口を明示する。

4) 将来予測の方法

将来予測は、下記の事項に留意のうえ、河川域又は海域の事前評価に記載されている方法により実施すること。

<留意事項>

- ・感潮域の取扱い

河川の感潮域は、河川域として取扱う。

- ・暗渠に排出するとき

暗渠に排出水を排出するときは、その開口部を排水口の位置とみなして将来予測を行ってもかまわない。

- ・水素イオン濃度、溶存酸素量の将来予測

水素イオン濃度、溶存酸素量は、原則として将来予測を行わず、現況水質を測定するのみでよい。

①河川域の事前評価

	将来予測が必要な場合		将来予測を省略できる場合		
周辺公共用水域の範囲	<p>最下流の排水口から新設分を含む全排出水量が排出されるものと見なして、河川の流況により次のいずれかによる。</p> <p>①河川の低水量が、河口に至るまでに最大排出水量の100倍以上となり、十分に混合されると予想される場合は、一様な水質となる地点までとする。</p> <p>②河川の低水量が河口に至っても最大排出水量の100倍未満である場合、又は、100倍以上あっても十分に混合されないと予想される場合は、河川域及び河口の流心に排水口があると仮定して、海域の式にあてはめて求めた円内海域の両方とする。</p>		周辺公共用水域の範囲の決定を省略できる。		
現況水質の測定	測定点の位置	① 周辺公共用水域の直上流 ② 最下流の排水口の直下流（事業場の新設の場合は不要） ③ 支流等により流量が変化するすべての地点 ④ 下流端（最大排出水量の100倍以上となる地点）	神戸市などが実施した既存の測定結果を利用してよい。 既存資料がない場合は、代表的な1点で、1日3回測定する。		
	測定部位	水面下水深の2割の深さの場所			
	測定項目	環境基準、排水基準などに定められている物質又は項目のうち、排出水に関係があるもの。			
	測定回数	<table border="1"> <tr> <td>通常排水量 $400\text{m}^3/\text{日}$ 未満の事業場</td> <td>最低1週間間隔で2時期各1日以上、各1日に朝・昼・夕の3回以上。河川の低水量時に近い状況のときに測定すること。</td> </tr> <tr> <td>通常排水量 $400\text{m}^3/\text{日}$ 以上の事業場</td> <td>最低1週間間隔で3時期各1日以上、各1日に朝・昼・夕の3回以上。河川の低水量時に近い状況のときに測定すること。</td> </tr> </table>		通常排水量 $400\text{m}^3/\text{日}$ 未満の事業場	最低1週間間隔で2時期各1日以上、各1日に朝・昼・夕の3回以上。河川の低水量時に近い状況のときに測定すること。
通常排水量 $400\text{m}^3/\text{日}$ 未満の事業場	最低1週間間隔で2時期各1日以上、各1日に朝・昼・夕の3回以上。河川の低水量時に近い状況のときに測定すること。				
通常排水量 $400\text{m}^3/\text{日}$ 以上の事業場	最低1週間間隔で3時期各1日以上、各1日に朝・昼・夕の3回以上。河川の低水量時に近い状況のときに測定すること。				
将来水質の予測	<p>上記の各測定点について、次式により将来水質を予測する。</p> $S' = \frac{S Q + (S_0 Q_0 - S'_0 Q'_0)}{Q + (Q_0 - Q'_0)}$ <p>S' : 河川の将来水質 (mg/ℓ) S : 河川の低水量時の水質 (mg/ℓ) Q : 河川の低水量時の水量 ($\text{m}^3/\text{日}$) S_0 : 新設分を含む全排出水の平均水質 (mg/ℓ) Q_0 : 新設分を含む全排出水の最大排出水量 ($\text{m}^3/\text{日}$) S'_0 : 現状での全排出水の平均水質 (mg/ℓ) Q'_0 : 現状での全排出水の最大排出水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)</p>	汚濁負荷量が減少する旨を記載する。			

② 海域の事前評価

	将来予測が必要な場合	将来予測を省略できる場合
周辺公共用水域の範囲	<p>新規に排出水量が増大する排水口の最大排出水量 $Q \text{ m}^3/\text{日}$ (既存分を含む。) を用いて、新田式(下記参照)により求めた排水口を中心とする半径 r (新規増大排出水量が $1,000\text{m}^3/\text{日}$ 以上のときは $2r$) の円内の水域とする。</p> $\log(r^2 \theta / 2) = 1.226 \log Q + 0.086 \cdots \text{新田式}$ <p>r : 周辺公共用水域の範囲 (m) θ : 拡散角度 (ラジアン) 半円に一様に拡散するときは $\theta = \pi$ Q : 排水口の最大排出水量 (既存分を含む。) ($\text{m}^3/\text{日}$)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水口が2か所以上あり、上式で求めた半径 r (又は $2r$) の円内水域が重なる場合は、これらは一体のものとみなす。統合の方法は、神戸市環境局と協議すること。 河川域に排出する場合であって、周辺公共用水域の範囲が海域まで及ぶ場合は、河口の流心を中心とし、新設分を含む全排出水量を Q とする。 運河などに排出するときであって、円が対岸にかかる場合は、運河の開口部の中心を円の中心とし、これに排出される新設分を含む全排出水量を Q とする。このとき周辺公共用水域の範囲は、運河の開口部までの部分と円内水域の両方とする。 	周辺公共用水域の範囲の決定を省略できる。

現況水質の測定	測定点の位置	新規に増大する最大排出水量によって、次のとおり測定点の位置を決定する。		
		新規に増大する最大排出水量	測定点の位置	
		1,000m ³ /日未満	1測線3点以上	(1/3)r, (2/3)r, rの直近の外側
		1,000m ³ /日以上 10,000m ³ /日未満	3測線各3点以上 (9点以上)	同上
		10,000m ³ /日以上 50,000m ³ /日未満	3測線各6点以上 (18点以上)	(1/3)r, (2/3)r, r, (4/3)r, (5/3)r, 2rの直近の外側
		50,000m ³ /日以上	3測線(4+6+4=14点)、2rの外側(2点×3=6点) 計20点以上	200m~500mごとに設ける。
将来水質の予測	測定部位	表層(水面下0.5m)、中層(水面下2.0m)		
	測定項目	環境基準、排水基準などに定められている物質又は項目のうち、排出水の水質に関係があるもの。		
	測定回数	通常排水量400m ³ /日未満の事業場	最低1週間間隔で2時期各1日以上、各1日に1潮流のうちで3回以上。	
		通常排水量400m ³ /日以上の事業場	最低1週間間隔で3時期各1日以上、各1日に1潮流のうちで3回以上。	
<新規に増大する最大排出水量が、50,000m ³ /日未満の場合> 上記の各測定点について、次式により将来水質を予測する $S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C$				汚濁負荷量が減少する旨を記載する。
$C = 1 - \exp \left\{ - \frac{Q}{\theta d p} \left(\frac{1}{X} - \frac{1}{\ell} \right) \right\}$...ヨーゼフ・ゼンドナー式 注 $\exp \{ a \} = e^a$				
S' : 測定点付近の将来水質 (mg/l) S_1 : 周辺公共用水域の外縁直近の外側の測定点の現況水質 (mg/l) S_0 : 排出水の平均水質 (mg/l) ただし、一体とみなされた場合は、加重平均値 C : 希釈率 Q : 最大排出水量 (m ³ /日) θ : 拡散角度 d : 排出水の混合層厚 (m) 原則として、2mとする。 p : 拡散速度 (m/日) 原則として、864m/日とする。 x : 排水口より測定点までの距離 (m) ℓ : 排水口より周辺公共用水域外縁までの距離 (m)				
<新規に増大する最大排出水量が、50,000m ³ /日以上の場合> 電算機による数値解法により算定する。その際、塩分の現状濃度分布等の計算により再現性を十分検討すること。 環境庁水質保全局瀬戸内海対策室長通知 昭和49年4月9日付け環水規第76号「瀬戸内海環境保全臨時措置法施行規則第4条第1項の事前評価について」を参照すること。				

3. 県条例の許可・届出・設備基準

1) 許可申請

指定区域内 (P57 資料2 別表第1) に指定施設※を設置する場合は、許可申請が必要です。瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請が必要な場合は、県条例の手続きは不要です。水質汚濁防止法に基づく届出と重複する場合は、県条例の許可申請も必要です。なお、P57 資料2別表第2に定める地域には指定施設を設置することができません。

※「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号）」別表1に掲げる施設又は県条例施行規則別表2 (P57に掲げる施設)

2) 届出

県条例規則別表5 (P57) で定める施設を下記の事業場等に設置する場合は、届出が必要です。

①有害物質を使用し、又は排出する工場等 ②通常の排水量が 50m³/日以上の工場等

②別表5 106 にあっては調理室の面積が 100m²以上のもの

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請、水質汚濁防止法に基づく届出等が必要な場合は、条例の手続きは不要です。

届出事由	届出の種類	届出の時期	必要な様式等
特定施設等の設置 ※許可対象の施設を除く	特定施設等 設置届	工事着手の 60 日以上前	・様式第8号 ・別紙3 (1) ~ (5) ・別図1~8
特定施設等の変更 ※許可対象の施設を除く	特定施設等 変更届	工事着手の 60 日以上前	・様式第9号 ・別紙3 (1) ~ (5)、 別図1~8のうち変更箇所
指定施設の設置	工場等設置 許可申請	工事着手の 60 日以上前	・様式第1号 ・別紙3 (1) ~ (5) ・別図1~8
指定施設の変更	工場等変更 許可申請	工事着手の 60 日以上前	・様式第3号 ・別紙3 (1) ~ (5)、 別図1~8のうち変更箇所
工事完了の届出 ※許可対象の施設に限る。	工事完了届	工事完了後	・様式第4号
届出者氏名・住所 (法人の場合は名称・所在地)、事業場名称・所在地の変更	氏名等変更届	変更した日から 30 日以内	・様式第5(又は神戸市公害関係法令共通様式)
届出者の地位を承継 (施設の譲り受け・借受・相続・法人合併・分割等)	承継届	承継した日から 30 日以内	・様式第7(又は神戸市公害関係法令共通様式)
施設の使用廃止	使用等廃止届	廃止した日から 30 日以内	・様式第6
(備考) 特定・指定施設の設置・変更は、届出受理後、60日を経過した後でなければ着工できません。 ただし、届出に係る事項の内容が相当である(構造基準、排出基準等に適合)と認められるときは、 着工制限期間の短縮が可能です。(神戸市では、受理書交付年月日以降に工事着手が可能です)			

<書類の作成要領>

水質汚濁防止法 (P8) を参照してください。

3) 設備基準

県条例では、規則別表第5に定める施設を設置する際、下記の設備基準を定めています。なお、水質汚濁防止法施行令別表第1に定める施設は、全て条例規則別表第5に含まれます。

畜産業外	(1)工場内においては、汚水を地下に浸透させることなく処理施設によって処理すること。 (2)工場等の排出水に係る処理施設における処理の方法は、希釈のみによることのないように管理すること。
畜産業	(1)畜舎には、ふん尿等の汚物処理施設として不浸透性の汚物だめ及び汚水だめを設け、それぞれにおおいをつけること。 (2)畜舎から汚物だめ及び汚水だめまでの間には、不浸透性の排水溝を設けること。 (3)畜舎には、ふん尿の固液分離等ができる施設を設けること。 (4)汚物だめ及び汚水だめは、常に清潔を保つように管理すること。

IV 排水規制と測定義務

排水規制には、濃度規制、総量規制、地下浸透規制があり、測定・記録保存義務等が定められています。

1. 濃度規制

1) 排水基準

排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出できません（法第12条）。

排出水とは、特定事業場から公共用水域に排出される全ての水で、雨水や冷却水等を含みます。また、排出口とは排水口の形態を備えているものに限らず、排出水を排出する全ての場所をいい、全ての排出口において排水基準に適合しなければなりません。

なお、基準には全国一律排水基準と、兵庫県が条例で定める上乗せ排水基準があり（P61）、両方を遵守することが必要です。

特定事業場ではない工場・事業場にあっては、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」で定める排水基準（P68）を遵守する必要があります（畜産業に係る工場等を除く）。

〔瀬戸内海水域（神戸市内は全域）の基準適用〕

日平均排水量	50 m ³ 以上	30 m ³ 以上 50 m ³ 未満	30 m ³ 未満
有害物質	濃度規制対象		
窒素・りん以外の生活環境項目	濃度規制対象		
生活環境項目のうち窒素・りん	濃度規制対象	—	—

（注）日平均排水量が50 m³以上の事業場は、濃度規制の他に総量規制も適用されます。

2) 測定義務

特定施設の設置者は、排水基準が適用される項目については、年1回以上※の測定が義務付けられています。

有害物質の測定は、事業場内で原材料として使用、保管する等、排出するおそれのある項目について測定が必要です（特定施設設置・変更届の別紙4への記載も必要）。その他項目についても、排出するおそれのあるものは、測定を実施して下さい。

測定は、汚染状態がもっとも悪いと推定される時期・時刻に実施して下さい。

測定結果は「様式第8 水質測定記録表」に記載し、チャート紙、試料採取記録などその他の資料とともに、3年間保管することが義務付けられています。保管されていない場合は罰則が適用されます。

ただし、計量証明書等、同様の項目が記載されているものであれば、記録表への記載を省略することができます。

※旅館業（温泉を利用するものに限る。）において、砒素、ほう素、ふつ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の回数については、3年を超えない排水の期間ごとに1回以上。

2. 総量規制

瀬戸内海等、汚濁の著しい広域的な閉鎖性水域の水質保全を目的として昭和53年に総量規制制度が導入されました。

この制度では、国が目標を設け、目標達成のため都府県が総量削減計画を策定し、総量規制基準の遵守を事業場に義務づけること等により汚濁負荷量の削減を図るものです。

日平均排水量が50m³以上の特定事業場（指定地域内事業場）を対象に、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、事業場ごとに汚濁負荷量の上限値が定められており、5年ごとに見直しされています。（現在第9次総量規制（令和4年1月24日策定）が実施。）

なお、令和3年4月に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正され、府県知事は窒素・りんに係る栄養塩類管理計画を定めることができ、計画に定められた栄養塩類増加措置実施者は、総量規制基準が適用除外となります。

1) 規制基準値の算出

事業場から排出される汚濁負荷量の総量規制基準値（L）は、「特定排出水」の量と、業種毎に知事が定める値（C）から算出します。

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg／日）

C：業種毎に知事が定めるCOD、窒素含有量、りん含有量の値（単位：mg／ℓ）

Q：「特定排出水」の量（単位：m³／日）

※排出水（特定事業場から公共用水域に排出される水）のうち、雨水及び間接冷却水等を除いた工程排水等

a. COD（化学的酸素要求量）（平成19年6月22日付け兵庫県告示第733号）

$$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

b. 窒素含有量（平成19年6月22日付け兵庫県告示第734号）

$$L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

c. りん含有量（平成19年6月22日付け兵庫県告示第734号）

$$L_p = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

C値とQ値は、特定排出水が増加した時期により、下記のとおり分類されます。

C値については、環境保全課にお問合せください。

施設の設置等により排水量が変更された時期	特定排出水の呼称、()内は対応するCの呼称		
	COD	窒素	りん
昭和55年6月30日までに設置	Q _{co} (C _{co})	Q _{no} (C _{no})	Q _{po} (C _{po})
法改正等により新たに特定事業場になった場合 (使用届の対象)	Q _{ci} (C _{ci})		
昭和55年7月1日から平成3年6月30日の間に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排出水量について	Q _{cj} (C _{cj})	Q _{ni} (C _{ni})	Q _{pi} (C _{pi})
平成3年7月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排出水量について			
平成14年10月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排出水量について			
平成19年9月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排出水量について			

2) 測定・記録保存義務

指定地域内事業場は、特定排出水の量、COD、窒素含有量及びりん含有量を下記の頻度で測定する必要があります。また、汚濁負荷量の測定結果は、汚濁負荷量測定記録表（規則様式第9）に記録し、その結果を3年間保存する必要があります。

記録表への記載内容等は以下の通りです。

- (1) 測定者、計測場所及び計測時刻の欄は、試料の採取、特定排出水のCOD、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量の計測、特定排出水の汚濁負荷量の算定等に関してそれぞれ記載するものとし、連続的に計測する場合の計測時刻は計測の開始及び終了時刻を記載する。
- (2) 汚染状態は、日平均の濃度とする。（日平均の濃度は1日当たりの汚濁負荷量(kg/日)を1日当たりの排水量(m³/日)で除した値とする。）
- (3) 測定場所が2以上ある指定地域内事業場については、当該測定日の最下欄に汚濁負荷量の合計値を記載する。
- (4) 次に掲げる事項について、備考欄に記載又は汚濁負荷量測定記録表に添付する。
 - (ア) 水質自動計測法及び水質簡易計測法並びに用水の量を計測することにより特定排出水の量を計測する方法による場合の換算式(修正した場合は、その理由及び根拠)
 - (イ) 水質自動計測法又は水質簡易計測法による場合は、換算式の検証の確認試験を行ったその資料
 - (ウ) 排水系統の状況によって雨等による降水量を分離して特定排出水の汚濁負荷量を測定することが困難と認められる場合であって、降雨によって当該指定地域内事業場の測定値の総和が総量規制基準に適合しないおそれがあるときは、操業状態から推定した特定排出水の汚濁負荷量及び推定の根拠
 - (エ) 測定機器の保守・点検等によって欠測が生じた場合にはコンポジット法、指定計測法若しくは水質簡易計測法又は水量簡易計測法による値並びにその計測法及び保守・点検等の内容
 - (オ) その他測定結果について参考となるべき事項(測定機器のメンテナンス、軽微な故障によりデータの一部が欠測となった際に欠測となった理由、時間帯及び対応方法等)
- (5) 欄外の備考に記載の「汚濁負荷量の算定の基礎となった資料」とは、個々の特定排出水のCOD、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態の計測値(例えば水質自動計測器によって計測し記録する場合にあっては、その記録又は記録図)、特定排出水の量の計測値等をいい、これらの資料を汚濁負荷量測定記録表と合わせて保存する。

測定方法については、あらかじめ水質汚濁防止法第14条第3項に基づく「汚濁負荷量測定手法届」の提出が必要です。また、四半期ごとに測定結果と汚濁負荷量を汚濁負荷量測定報告書に記載し、翌月までに提出してください。

事業場の日平均排水量	測定頻度
400m ³ 以上	排水の期間中毎日
200m ³ 以上 400m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
100m ³ 以上 200m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
50m ³ 以上 100m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1回以上

※排水口毎の測定頻度については、お問い合わせください。

3. 地下浸透規制

「有害物質使用特定事業場」から水を排出する者は、環境省令で定める「特定地下浸透水」を浸透させてはならない（法第12条の3）と定められています。

また、特定事業場において「有害物質に該当する※」物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、飲用等で人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあると認めるときは、「被害を防止するに必要な限度」において地下水の水質浄化措置命令の対象となることがあります。

なお、「被害を防止するに必要な限度」とは、地下水の利用等の状態に応じて定める地点（測定点）において浄化基準（複数の者が命令対象の場合は削減目標）を達成することを示します。

※地下浸透した時点では有害物質に指定されていなくても、措置命令時点で有害物質に指定されている場合等

V 有害物質を取り扱う工場・事業場等の規制

有害物質を取り扱う工場・事業場においては、事故等による土壤・地下水汚染が懸念されることから、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造基準、使用基準、点検義務等を遵守する必要があります。

1. 構造基準

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の本体の床面・周囲、施設から接続する配管、排水溝等（有害物質を含む水が通る部分に限る）について、構造基準が定められています。（法第12条の4）

施設本体の床面・周囲 →地下への浸透、施設外への流出を防止するため <規則8条の3>	<p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。 <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>なお、平成24年6月1日時点で、既に設置済みの施設については、下記の各号のいずれかに適合していればよい。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について規則第8条の3に規定する基準に適合すること。ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置の適切な配置又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 <p>2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について規則第8条の3に規定する基準に適合すること。</p>
施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備 →漏えい、地下への浸透を防止し、又は漏えい等を確認するため <規則8条の4>	<p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 次のいずれにも適合すること。<ul style="list-style-type: none">(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。 <p>2 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 次のいずれにも適合すること。

	<p>(1) トレンチの中に設置されていること。</p> <p>(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(法改正等の時点では既存施設は下記でも可→点検はB基準)</p> <p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</p> <p>2 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ トレンチの中に設置されていること。</p> <p>ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備 →地下浸透を防止するため <規則8条の5>	<p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(なお、平成24年67月1日の時点で既に設置されている施設については、下記の各号のいずれかに適合していればよい。</p> <p>1 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
地下貯蔵施設 →漏えいを防止するため <規則8条の6>	<p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p>

	<p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>なお、平成 24 年 6 月 1 日の時点で、既に設置されている施設については、下記の各号のいずれかに適合していればよい。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 規則第 8 条の 6 第 1 号ハに適合すること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 規則第 8 条の 6 第 1 号ハに適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p> <p>3 前 2 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
--	---

2. 使用基準

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の使用方法について、基準が定められています。
(法第 12 条の 4・規則第 8 条の 7)

- | |
|---|
| <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>2 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた<u>管理要領が明確に定められていること</u>。(管理要領の作成例はP46参照)</p> |
|---|

3. 点検・記録義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設について、構造基準、使用方法に係る点検及び記録義務が定められています。

1) 施設・付帯設備の点検

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及び付帯設備の種類ごとに、点検事項と回数が定められています。(法第 14 条第 5 項、規則第 9 条の 2 の 2)

なお、規則第 8 条の 3 第 2 号、第 8 条の 4 第 2 号ハ、第 8 条の 5 第 2 号、第 8 条の 6 第 2 号 (P24 参照) に規定する同等の措置を講じた設備である場合は、措置に応じた事項・回数で実施することができます。

また、平成 24 年 6 月 1 日の時点で、既に設置されていた施設については、法下表中の B 基準が適用されます。

新設の施設	A 基準
既存の施設	B 基準 (構造基準等が適合していれば、A 基準が適用可能)

【点検の方法】

有害物質使用特定施設 若しくは有害物質貯蔵 指定施設又は当該施設 の設備	点検を行う事項	点検の回数 () 以外は新設施設に適用されるA基準
1 施設本体が設置さ れる床面及び周囲 ^{※1} (第8条の3ただし書に 規定する場合を除く)	床面のひび割れ、被覆の損 傷その他の異常の有無	1年に1回以上 (B基準：1年に1回以上)
	防液堤等のひび割れその 他の異常の有無	1年に1回以上 (B基準：1年に1回以上。)
2 同上 (第8条の3た だし書に規定する場合に 限る)	床の下への有害物質を含 む水の漏えいの有無	1月に1回以上
3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀 裂、損傷その他の異常の有 無	1年に1回以上 (B基準：1年に1回以上。)
	施設本体からの有害物質 を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上 (B基準：1月に1回以上。ただし、目視又 は漏えい等を検知するための装置の適切な 配置以外の方法による施設本体からの有害 物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行 う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な 回数)
4 配管等 (地上に設置 されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他 の異常の有無	1年に1回以上 (B基準：6月に1回以上。)
	配管等からの有害物質を 含む水の漏えいの有無	1年に1回以上 (B基準：6月に1回以上。)
5 同上 (地下に設置さ れ、かつ、トレンチの中 に設置されている場合に限 る。)	配管等の亀裂、損傷その他 の異常の有無	1年に1回以上 (B基準：6月に1回以上。)
	配管等からの有害物質を 含む水の漏えいの有無	1年に1回以上 (B基準：6月に1回以上。)
	トレンチの側面及び底面 のひび割れ、被覆の損傷そ の他の異常の有無	1年に1回以上 (B基準：6月に1回以上。)
6 同上 (地下に設置さ れ、かつ、トレンチの中 に設置されている場合を除 く。)	配管等の内部の気体の圧 力若しくは水の水位の変 動の確認又はこれと同等 以上の方法による配管等 からの有害物質を含む水 の漏えい等の有無	1年に1回以上※3 ただし、配管等の内部の気体の圧力又は 水の水位の変動の確認以外の方法による 配管等からの有害物質を含む水の漏えい 等の有無の点検を行う場合にあっては、当 該方法に応じ、適切な回数で行うこととす る。
	(B基準：配管等からの有害 物質を含む水の漏えい等の有 無)	(B基準：1月 (有害物質の濃度の測定によ り漏えい等の有無の点検を行う場合にあつ ては、3月) に1回以上。)
7 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆 の損傷その他の異常の有 無	1年に1回以上※3 (B基準：6月に1回以上)
	(B基準：排水溝等からの有害 物質を含む水の地下への浸透 の有無)	(B基準：1月 (有害物質の濃度の測定によ り地下への浸透の有無の点検を行う場合に あっては、3月) に1回以上。)

8 地下貯蔵施設 (B基準該当施設のうち、規則附則第6条第1項第2号及び第3号(第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る)に該当する施設にも適用)	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上による方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上※4 ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする (B基準：同上。ただし※3を除く)
(上段に該当しないB基準対象施設)	(B基準：地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無)	(B基準等：1月(有害物質の濃度の測定により漏えいの有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上)

※1 「1 床面及び周囲」に係るB基準適用施設は、「3 施設本体」のB基準も併せて適用される。

※2 下記①又は②の場合は3年に1回以上。

①危険物の規制に関する規則(S34総理府令55号)第62条の5の3に規定する地下埋設管であつて消防法(S23法186号)第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合

②配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合

※3 排水溝からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上とする。

※4 危険物の規制に関する政令第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであつて消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3月)に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上とする。

2) 使用方法の点検

使用方法に係る点検は、規則第8条の7第2号で定める管理要領(P26)からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について1年に1回以上行い、記録を作成することが定められています。(規則第9条の2の2、第9条の2の3)

3) 記録保管義務

点検の結果については、下記の事項を記録して3年間保存する義務があります。

なお、点検により異常等が認められた場合には、直ちに補修その他必要な措置を講じなければなりません。(規則第9条の2の2、第9条の2の3)

1 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
2 点検年月日
3 点検の方法及び結果
4 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
5 点検の結果に基づいて補修その他必要な措置を講じたときは、その内容

なお、定期点検によらず、施設の異常等が確認された場合には、次の事項を記録し、3年間保存するよう努めなければなりません。

- 1 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 2 異常等を確認した年月日
- 3 異常等の内容
- 4 異常等を確認した者の氏名
- 5 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

VI その他の事業者の責務

1. 事故時の措置（法第14条の2、兵庫県条例第52条）

特定事業場、貯油事業場等、指定事業場（下水道接続事業場も対象）は、施設の破損（老朽化・自然災害）、爆発・火災、人為的操作ミス等により、「有害物質」や「指定物質」、油を含む水、排水基準に適合しないおそれがある水が排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置するとともに、事故の状況・措置の概要を届け出なければなりません。

なお、排出基準に適合しない水が排出され、復旧に48時間以上かかる場合は、復旧工事完了後速やかに兵庫県条例に基づく「事故復旧工事完了届」の提出が必要です。

<応急措置の例>

- ① 破損した施設への有害物質・油の供給の停止
- ② 場内に流出した有害物質・油の回収
- ③ 汚染した表土の除去
- ④ 土のう、オイルフェンス、吸着マットの敷設等による公共用水域への流出防止
- ⑤ 油処理剤の散布

<事故の報告内容>

事故状況：事故の発生時刻、場所、原因、有害物質・油の流出量、周辺の状況、

汚染の拡大の予測等

講じた措置の概要：図面、写真等も添付してください。

2. 無過失責任（法第19条）

事業活動に伴う有害物質含有の汚水・廃液の排出又は地下浸透により、人の生命又は身体を害したときは、事業者は過失がなくとも、これによって生じた損害の賠償責任を負わなければなりません。

VII 罰則一覧

1. 水質汚濁防止法

第30条	<ul style="list-style-type: none"> 下記の命令に違反した者 <ul style="list-style-type: none"> 第8条： 排水基準・特定地下浸透水の基準に係る計画変更命令等 第8条の2： 総量規制基準に係る事前措置命令 第13条第1項： 排水基準に係る改善命令等 第13条第3項： 総量規制基準に係る改善命令等 第13条の2第1項： 特定地下浸透水の浸透に係る改善命令等 第13条の3第1項： 構造基準等に係る改善命令等 第14条の3第1・2項： 地下水の水質浄化に係る措置命令等 	一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
第31条	<ul style="list-style-type: none"> 第12条第1項： 排水基準に違反した排出水を排出した者 第14条の2第4項： 事故時の措置命令に違反した者 第18条： 緊急時の措置命令に違反した者 	六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金（過失による第12条第1項違反は三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金）
第32条	<ul style="list-style-type: none"> 下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 <ul style="list-style-type: none"> 第5条： 設置届 第7条： 構造等の変更届 	三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
第33条	<ul style="list-style-type: none"> 第6条： 使用届をせず、又は虚偽の届出をした者 第9条第1項： 届出受理後の工事実施制限に違反した者 第14条第1・2・5項： 排出水及び排出水の汚濁負荷量の測定・記録・保管義務、構造・使用規準に係る点検結果の記録・保管義務に違反した者 第22条第1項： 市職員等が求める報告を怠り、又は虚偽の報告をした者、立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第22条第2項： 汚水等の処理等に関する報告を拒否等した者 	三十万円以下の罰金
第34条	<ul style="list-style-type: none"> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 	
第35条	<ul style="list-style-type: none"> 下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 <ul style="list-style-type: none"> 第10条： 氏名等変更届 第11条第3項： 承継届 第14条第3項： 汚濁負荷量測定手法届 	十万円以下の過料

2.瀬戸内海環境保全特別措置法

第24条	<ul style="list-style-type: none"> 下記の規定に違反した者 <ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項： 設置許可 第8条第1項： 構造等変更許可 第11条： 上記の違反に係る措置命令に違反した者 	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
第25条	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第2項： 使用届をせず、又は虚偽の届出をした者 第12条の5第1・2項： 市職員等の報告の求めに応じず又は虚偽の報告をした者 	十万円以下の罰金
第26条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
第27条	<ul style="list-style-type: none"> 下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 <ul style="list-style-type: none"> 第8条第4項： 特定施設の構造等の軽微な変更届 第9条： 氏名等変更届 第10条第3項： 承継届 	十万円以下の過料

3. 県条例（抜粋）

第 159 条	許可対象施設の無許可設置、無許可変更、改善命令・ 施設の使用停止等命令違反	二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
第 160 条	計画変更命令違反、施設の構造・管理方法、処理方 法等の改善命令、作業の一時停止命令違反	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
第 161 条	規制基準違反、改善等命令違反（一般工場に限る）	六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
第 163 条	使用届の虚偽、設置届の虚偽等	二十万円以下の罰金

VII その他の関係法令

1) ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号)

ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設（廃ガス洗浄施設等）を設置（変更）しようとする場合は届出・測定義務等の対象となります。

なお、瀬戸内海水域（神戸市は全域）に排出水を最大 50m³/日以上排出する場合は、届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可が必要です。

2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和 46 年法律第 107 号)

製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業であって、「汚水等排出施設」（同法施行令第 3 条第 1 項参照）を設置する日平均排水量が 1,000 m³以上の工場又は、「有害物質発生施設」（同別表 1）を設置し、排出水を排出する工場は、公害防止管理者等の設置・届出が必要です。

3) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置（又は変更）しようとする場合、下水道法に基づく届出が必要です。

4) 净化槽関連法令

浄化槽を設置しようとする場合は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく届出、又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく確認申請が必要です。

また、設計・構造基準は、神戸市浄化槽指導要綱(昭和 61 年 10 月 1 日施行)を遵守してください。

5) 神戸市ゴルフ場農薬指導指針 (平成 3 年 9 月 20 日施行)

神戸市内のゴルフ場で使用される農薬による公共用水域の汚染を防止するため、ゴルフ場の排出水に係る農薬の濃度に関する指針値その他必要な事項を定めています。

事業者は、低毒性農薬等の選定や使用量の抑制に努めるとともに、指導指針値を遵守しなければなりません。また、水質自主調査の報告、農薬使用計画報告書・使用状況報告書などについては神戸市への提出が必要です。

6) 土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)

有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合、当該工場・事業場の土地所有者は、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の規定により土壤汚染状況調査を実施し、その結果を神戸市長に報告しなければなりません。ただし、施設廃止後も継続して工場等の敷地として使用する場合であって、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない旨の神戸市長の確認を受けた場合には、調査の実施が一時的に免除されます。

なお、調査の際、有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該有害物質使用特定施設において製造、使用、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を調査実施機関に提供するよう努めてください。

<記載例編>

記載例 1

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

令和6年4月1日

神戸市長 あて

届出者 住所

神戸市中央区加納町○丁目○番地○号

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

有限会社 神戸金属加工

代表取締役 神戸 太郎

氏名 神戸花子

届出をしている法人の担当者名を記載

担当者 所属

電話番号 (078) 322-5678 郵便番号 650-1234

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

第5条第1項関係	工場又は事業場の名称	神戸金属加工	※整理番号	
	工場又は事業場の所在地	神戸市中央区加納町○丁目○番地○号	※受理年月日	年 月 日
	特定施設の種類	66号 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	※備考
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用 特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
	△ 有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙 12 のとおり。	
	△ 有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙 13 のとおり。	
	△ 有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙 14 のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙 15 のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排出水の排水系等別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

(工場又は事業場の概要)

日本標準産業分類に基づく業種	電気めっき業		
主な製品又は加工の種類	金属製品の表面処理、めっき加工		
資本の額又は出資の総額	〇〇〇万円		
常時使用する従業員の数	2人		
用途地域	準工業地域		
排出先・排水量	公共下水道: <input checked="" type="checkbox"/> 全量 · 一部 () 排水量: (通常) 3 m ³ /日, (最大) 4 m ³ /日 その他: () 排水量: (通常) m ³ /日, (最大) m ³ /日		
有害物質使用・保管状況	(有・無) 物質名・使用/保管量: フッ化水素酸 1 m ³ 、シアン化合物 廃液 1. 2 m ³ 別紙のとおり		
指定物質使用・保管状況	(有・無) 物質名・使用/保管量: 水酸化ナトリウム 廃液 1. 2 m ³ 別紙のとおり		
その他汚濁物質等の使用・保管	重油 1 m ³		
その他参考となる事項	(月間稼働日数: 27日, 定休日: 日)		
夜間・休日緊急連絡先	部署名 〇〇〇 TEL 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

(届出の概要)

届出の概要及び理由

既設の電気めっきラインを更新する。

汚染状態: 減・ <input checked="" type="checkbox"/> 変わらず・増 排出水量: 減・ <input checked="" type="checkbox"/> 変わらず・増	理由: 既存の施設を同規模施設に入れ替えるため、排水量等の 増減は無い。
--	--------------------------------------

施設入替えの場合は、廃止予定施設の名称・届出年月日等、廃止予定年月日 (別途廃止届が必要)

1号ライン (昭和55年1月20日届出済) を廃止する。(令和6年7月末撤去予定)

添付書類 (変更の場合は変更部分)

第1項 (特定施設: 右記を除く)			第3項(有害物質使用特定施設[下水接続]・有害物質貯蔵指定施設)		
別紙1	特定施設の構造	有・無	別紙12	施設の構造	有・無
別紙2	特定施設の使用の方法	有・無	別紙13	施設の設備	有・無
別紙1の2	特定施設の設備(有害物質)	有・無	別紙14	施設の使用の方法	有・無
別紙3	汚水等の処理の方法	有・無	別紙15	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	有・無
別紙4	排出水の汚染状態の量	有・無			
別紙5	排出水の排水系統の汚染状態の量	有・無			
別紙6	用水及び排水の系統	有・無			

<添付図面内訳>

別図1	工場付近見取図 (主要河川等への放流経路を含む)	別図7	工場排水経路図 (排水口の位置図を含む)
別図2	工場内の配置図 (特定施設等、主要機械、主要装置、汚水処理施設等の配置図)	別図8	汚水処理施設の構造図
別図3	特定施設等の構造図	別図9	汚水等の処理系統図 (フローシート)
別図4	有害物質使用特定施設等の周囲の構造図	別図10	届出施設の一覧表
別図5	有害物質使用特定施設等の設備の構造図	別図11	有害物質取扱い状況
別図6	特定施設等を含む操業系統図 (フローシート)	別図12	点検等実施方法

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No.1	
特定施設号番号及び名称	66号 電気めっき施設	
型式	めっき槽 (○○製△△-□□)	メーカー名、機種名等、施設を特定できる内容を記載。
構造	材質：鉄製+塩化ビニライング (構造図：別図3のとおり)	施設の主要部分の材質を記載し、構造図を添付。
主要寸法	L H W 1.0×1.2m×0.7m (別図3のとおり)	
能力	製品30kg/日	
配置	めっき工場棟1階 (別図2のとおり)	地下に設置している場合はその旨を記載。図面を添付。
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	令和6年9月24日	年月日
工事完成予定年月日	着手後1ヶ月	年月日
使用開始予定年月日	完成後	年月日
その他参考となるべき事項	床面：コンクリート（厚さ○○mm）及び樹脂コーティング 周囲：防液堤を設け、流出を防止 (コンクリート(厚さ○○mm)及び樹脂コーティング、容量○m ²)	

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	No.1	
特定施設号番号及び名称	66号 電気めつき施設	施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載。
設備	地上配管、法兰ジ	
構造	配管：ステンレス製 法兰ジ：ステンレス製 (構造図は、別図4のとおり)	設備欄に記載した設備の材質を記載 検知設備を有する場合も記載。図面を添付。
主要寸法	配管：直径55mm×15m 法兰ジ：径70mm×16mm (別図4のとおり)	設備のうち、主なものについて寸法を記載。
配置	めつき工場1階 (配置は別図2のとおり)	設備が配置されている建物の名称・位置等を記載。図面を添付。 地下に設置されている場合はその旨を記載。
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	令和6年9月24日	年月日
工事完成予定年月日	着手後1ヶ月	年月日
使用開始予定年月日	完成後	年月日
その他参考となるべき事項	有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載	

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No.1				
特定施設号番号及び名称	66号 電気めつき施設				
設置場所	別図2のとおり				
操業の系統	別図5のとおり				
使用時間間隔	8:00～18:00				
1日当たりの使用時間	8時間				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	苛性ソーダ 1kg・○%液で使用 フッ化水素酸 1kg・□%液で使用 処理対象物：金属部品 30kg				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5～7	4～10		
	BOD (mg/L)	30	40		
	COD (mg/L)	30	40		
	SS (mg/L)	40	50		
	T-N (mg/L)	3	5		
	T-P (mg/L)	0.1	0.2		
	n-ヘキサン抽出物質	1未満	1未満		
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	2.0	3.0			
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	排水処理施設								
処理施設の設置場所	別図2のとおり								
設 置 年 月 日	平成元年4月10日(既設)				年	月	日		
工事着手予定年月日		年	月	日		年	月	日	
工事完成予定年月日		年	月	日		年	月	日	
使用開始予定年月日		年	月	日		年	月	日	
種類及び型式	○○社製 △△△型								
構 造	材質:鋼+塩化ビニルライニング 別図7のとおり								
主 要 尺 法	1m×1.3m×2m								
能 力	1.2m ³ /時								
処理の方 式	中和・凝集沈殿ろ過								
処理の系 統	別図8のとおり								
集水及び導水の方法	別図2のとおり								
使 用 時 間 隔	8:00~18:00								
1日当たりの使用時間	2時間								
使 用 の 季 節 変 動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	中和剤 濃硫酸△kg 凝集剤 PAC ○kg								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通	常	最	大	通	常	最	大
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5-7	5.8-8.6	4-10	5.8-8.6				
	BOD (mg/L)	30	5	40	10				
	COD (mg/L)	30	10	40	15				
	SS (mg/L)	40	5	50	10				
	T-N (mg/L)	3	3	5	5				
	T-P (mg/L)	0.1	0.1	0.2	0.2				
	n-ペキサン抽出物質	<1	<1	<1	<1				
	ふつ素 (mg/L)	200	0.5	300	0.8				
	量(m ³ /日)	2.0	2.0	3.0	3.0				
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	脱水汚泥20kg 産廃業者へ処分委託								
排出水の排出方法	別図1, 2のとおり								
その他の参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

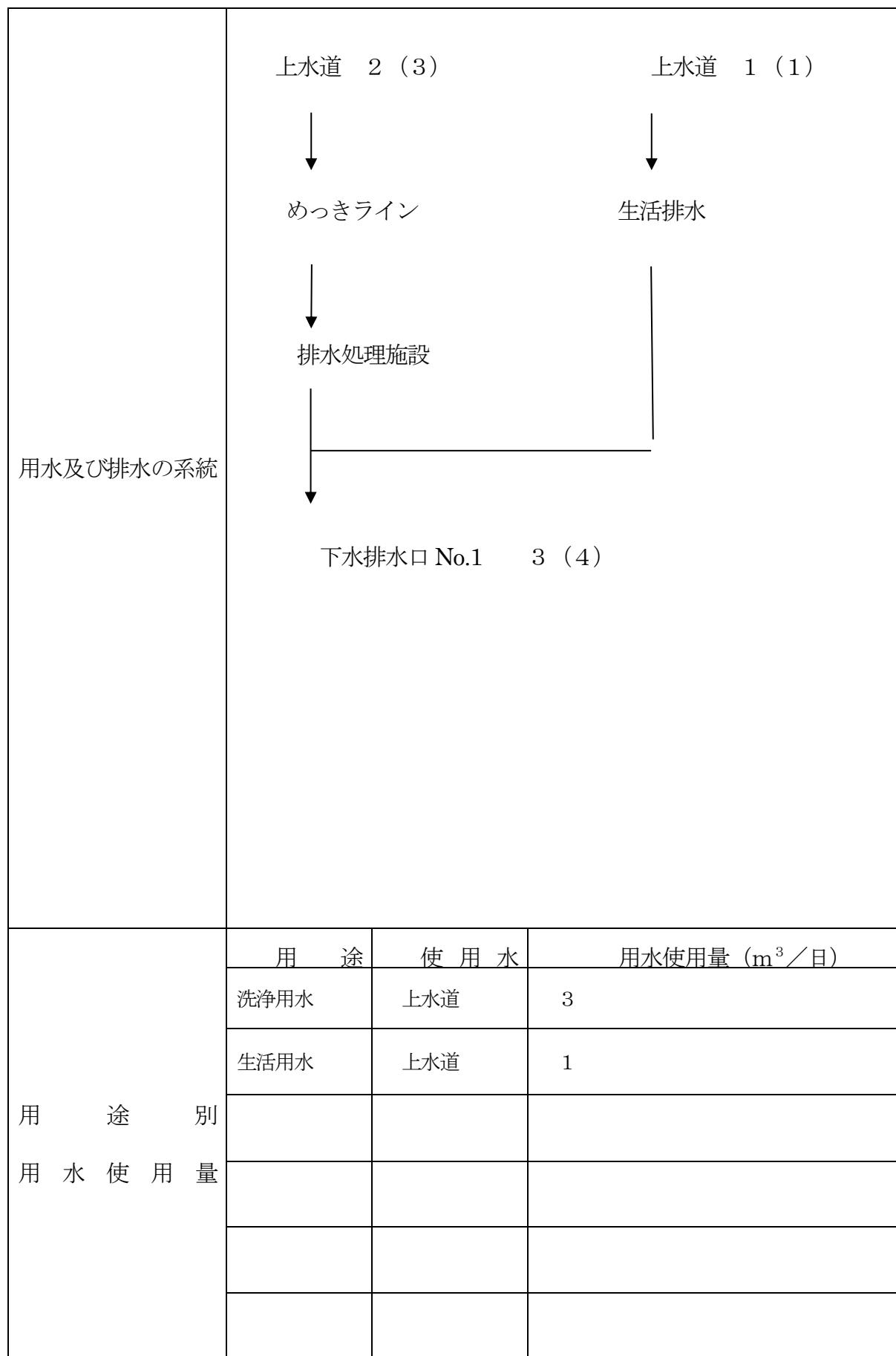
別紙4

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		下水排水口No.1		雨水排水口No.2～No.5	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6		
	BOD (mg/L)	5	10	雨	
	COD (mg/L)	10	15	水	
	SS (mg/L)	5	10	専	
	T-N (mg/L)	10	12	用	
	T-P (mg/L)	0.1	0.2	排	
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	<1	<1	水	
	ふつ素 (mg/L)	0.5	0.8	口	
記載項目は一例です。 排出実態に合わせて項目を記載してください。 ※別紙4に記載した項目は自主測定義務の対象となります。 (測定頻度：年1回以上)					
排出水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	3	4			
その他の参考となるべき事項					

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



○添付図面の作成方法

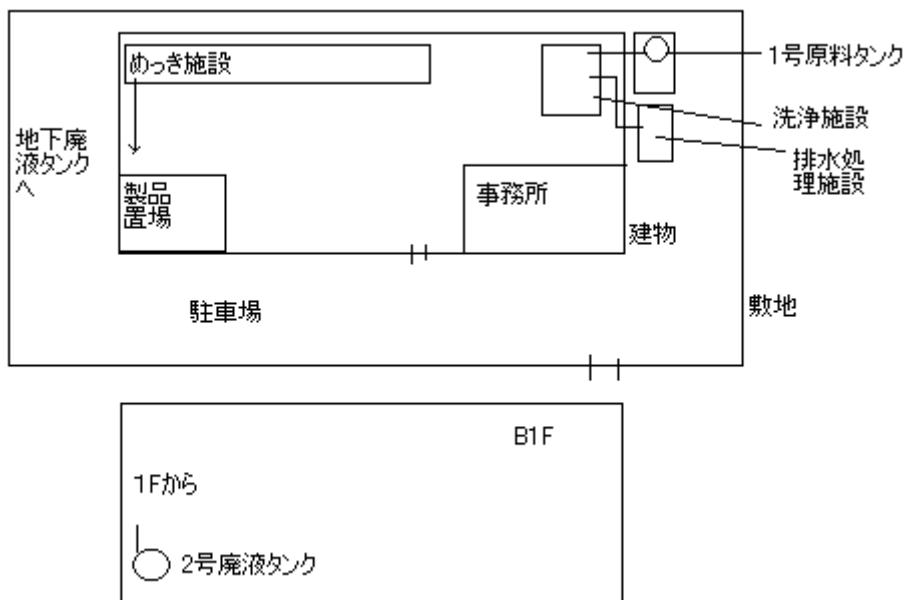
別図1 工場付近見取図

工場付近の地図を添付してください。

別図2 工場内の配置図

特定施設、貯蔵指定施設、その付帯設備（配管、排水溝等）、排水処理施設その他主要機械等の配置を、敷地・建物各階平面図に明示してください。

(例)



別図3 特定施設等の構造図

特定施設、貯蔵指定施設の立面図、平面図、材質、仕様書など
図面等が無い場合は側面・上下の写真（寸法を明示する）

別図4 有害物質使用特定施設等の周囲の構造図

施設の床面、腰壁など周囲の立面図、平面図、材質など
図面等が無い場合は施設周囲の写真（寸法を明示する）

別図5 有害物質使用特定施設等の設備の構造図

施設に付帯する配管、継ぎ手、法兰類、バルブ類、ポンプ設備、排水溝等の立面図、平面図、材質など
図面等が無い場合は施設周囲の写真（寸法を明示する）

別図6 特定施設等を含む操業系統図

特定施設、貯蔵指定施設を含む操業の系統を明示する（フローシート）

- (例)
- ・金属機械部品 → 酸洗浄（フッ化水素酸を使用）※→水洗浄→乾燥
フッ化水素酸貯蔵タンク
(酸洗浄施設とその排水処理設備は別途水質汚濁防止法で届出済)
 - ・金属製品→電気めっき（亜鉛めっき）→出荷
 └→廃液→保管→業者委託
(電気めっき施設は別途水質汚濁防止法で届出済)

別図7 工場排水経路図（排水口の位置図を含む）

工場内の排水経路(工程排水の他に冷却水、生活排水、雨水も示すこと。)を排水系統別に平面図に明示してください。

別図8 汚水処理施設の構造図

処理施設本体の立面図、平面図その他参考資料に、関連する主要機械、主要装置を含む配置図を添付してください。

別図9 汚水等の処理系統図

汚水処理施設、関連施設をフロー図に明示し、水量(通常・最大値)を記載してください。

別図10 特定施設等の一覧表

工場・事業場内にある特定施設・有害物質貯蔵指定施設の一覧表を作成してください。

別図11 有害物質取扱い状況 (記載例)

項目	有害物質使用特定(貯蔵指定)施設における使用※1	備考※2
カドミウム及びその化合物		
シアン化合物		
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		
鉛及びその化合物		
六価クロム化合物		
砒素及びその化合物		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
ポリ塩化ビフェニル		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
ジクロロメタン		
四塩化炭素		
1, 2-ジクロロエタン		
1, 1-ジクロロエチレン		
1, 2-ジクロロエチレン		
1, 1, 1-トリクロロエタン		
1, 1, 2-トリクロロエタン		
1, 3-ジクロロプロペン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン		
セレン及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
ふつ素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
塩化ビニルモノマー		
1, 4-ジオキサン		

※1 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設において有害物質を製造、使用、処理又は貯蔵しているときは、物質名を記載してください。

※2 有害物質を製造、使用、処理又は貯蔵している施設名を記載してください。

別図 12 点検等実施方法

- ※ 下記の表はC基準を基に例を作成しています。施設によっては該当しないものもありますので、ご注意ください。
また、作成した表を元に、各事業場において点検日・点検者名などを記入する点検記録簿を作成してください。

No.	点検箇所	内容	方法	頻度
1	施設 No.1 の床面	ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	目視	1月に1回
2	施設 No.1 本体	ひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	目視	1年に1回
3	配管 1 FA～B 部分 (バルブ等含む)	亀裂、損傷その他の以上の有無	目視	6ヶ月に1回
4	配管 1 FB～C 部分 (同上)	亀裂、損傷その他の以上の有無	目視	6ヶ月に1回
5	配管 B1FC～D 部分 (同上)	亀裂、損傷その他の以上の有無	目視	6ヶ月に1回
6	ポンプ	亀裂、損傷その他の以上の有無	目視	6ヶ月に1回
7	排水溝 A (目視可能部分)	ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	目視	1ヶ月に1回
8	排水溝 B (目視不可能部分)	ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	堰を設けて 流量を測定	1ヶ月に1回
9	排水溝 A・B	内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下への浸透の有無	水位を測定	1年に1回
10	施設 No.2 (地下貯蔵タンク)	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の漏えい等の有無	タンク内の 気圧を測定	1年に1回
11	使用の方法 受け入れ	飛散、流出、地下浸透など、管理要領からの逸脱	管理要領	作業時※
12	使用の方法 設備の作動状況	管理要領からの逸脱	管理要領	作業時※
13	使用の方法 廃液の移し替え	飛散、流出、地下浸透など、管理要領からの逸脱	管理要領	作業時※
14	使用の方法 事故時	漏洩、流出した場合の措置	管理要領	事故時に記録

※各施設の状況に応じて点検方法・回数を管理要領で定めること。

(点検記録簿)

点検対象特定施設 (有害物質貯蔵指定) 施設名		1号原料タンク			
点検年月日	令和6年6月24日	点検実施責任者	神戸太郎		
No.	点検箇所	方法	結果	措置等内容	点検者
1	施設の床面	目視	亀裂あり	6月24日にコーティング剤で補修済	神戸花子
2	施設本体	目視	異常なし	—	神戸花子
3	配管 1 FA～B 部分	目視	異常なし	—	神戸花子
	(以下略)				

記載例2 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する管理要領

※本要領については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

1. 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第12条の4において、有害物質使用特定施設（※有害物質貯蔵指定施設の場合もある）について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備、使用の方法に関する基準が定められており、これを遵守しなければならない。このうち、使用の方法については、管理要領を定めることとされている。また、水質汚濁防止法第14条第5項において、有害物質使用特定施設（※有害物質貯蔵指定施設の場合もある）について点検を行い、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

これらの規定に基づき、本工場（※事業場名を入れる）においては、以下の通り管理要領を定め、また、点検項目を定める。

2. 使用の方法について

イ 有害物質を含む水等を扱う作業の方法

- ① 取り扱っている有害物質の性状や毒性などを理解し、火気に注意して取り扱う。
- ② 地下に浸透したり、周囲に飛散・流出したりしないよう注意して作業する。
- ③ 作業中は持ち場を離れない。
- ④ 有害物質を含む水の漏えいが、土壤汚染・地下水汚染に繋がるおそれがあることを認識して、細心の注意を払って作業を行う。
- ⑤ 有害物質を使用する作業は、必ず〇〇〇〇（※使用する場所を指定）で行う。
- ⑥ タンクと配管の接続を確認した上で作業を行う。
- ⑦ 作業をする際は、発声と共に指さし確認を行う。

有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。

ロ 設備の作動状況の確認及び適切な運転のための措置

- ① 操作マニュアルに則った手順を遵守して作業を行う。
- ② 有害物質を含む水を使用している機器や配管について、バルブ等の閉め忘れや弛みがないことを事前に確認した上で稼働させる。
- ③ 機器が正常に稼働していることを随時確認する。
- ④ 定期点検で劣化・損傷した箇所がないか確認し、劣化・損傷した箇所は速やかに交換・補修する。
- ⑤ 有害物質を含む原料を原料タンクに搬入する場合は、搬入量がタンクの残存容量を下回っていることを確認する。
- ⑥ 施設のメンテナンス状況を確認する。
- ⑦ 施設の周囲は週に1度清掃する。
- ⑧ 施設の周囲は整理整頓をする。

有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置

- ① すぐに補給を中止する。
- ② 漏えいした有害物質の有害性、取り扱いの注意、廃棄する場合の留意点などについて SDS（※Safety Data Sheet：安全データシート。事業者が特定の化学物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に添付しなければならない安全情報を記載したシートのこと。）等で確認

有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう措置すること。

し、適切に処理をする。

- ③ 漏えいが発生した場所及びその措置等を記録し、その記録は3年以上保存する。
- ④ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収する。なお、この場合は、有害物質による健康被害が生じないように、十分注意する。（※事前に漏えい時の回収方法についても検討しておく必要がある。）
- ⑤ 回収した有害物質を含む水は、再利用可能な場合は再利用し、再利用できない場合は、産業廃棄物として適切に処理する。
- ⑥ 再発の防止策を検討し、必要に応じて作業方法や施設の改善を実施する。

3. 点検について

イ 作業の方法の点検

- ① 目視により確認を行う。
- ② 年に1度、現場監督者が各担当者の作業手順についての確認を行う。

ロ 設備の作動状況及び適切な運転の点検

- ① 設備の運転開始前に日常点検を行う。
- ② 運転中は、定期的に設備の運転状況を監視する。
- ③ 設備の運転終了後に、メンテナンスを実施する。
- ④ ①～③の作業をしていることを、年に1度、現場監督者が各担当者に確認をする。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置についての点検

- ① 有害物質を含む水が漏えいした場合の手順を年に1度、現場監督者が各担当者に確認をする。

ニ イ～ハの点検結果については、別紙に記録し、3年間保存（※3年間以上が望ましい）する。

記載例3 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する点検要領

※本要領については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

1. 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第14条第5項で定められている定期点検について本工場（※事業場名を入れる）においては、以下の通り点検要領を定め、これに則り定期点検を実施する。

2. 対象施設について

ア 施設の名称

- ・〇〇工場、〇〇工程施工設

イ 施設の種類

- ・有害物質使用特定施設（※有害物質貯蔵指定施設の場合もある）

ウ 扱う有害物質

- ・〇〇化合物（※物質名を入れる）

3. 定期点検について

ア 点検の体制

- ・点検実施責任者…〇〇工場長
- ・点検実施者…〇〇工程の作業員

イ 点検の箇所・方法・頻度

箇所	方法	方法の詳細	頻度
施設本体	湛水試験	施設に水を張り、満水後24時間程放置して水位を測定、記録し、水位の変化が5mm以内であることを確認する。	年1回
床面及び周囲	目視	施設本体の下部への有害物質を含む水の漏えいの有無の確認。	年1回
接続する配管等	目視	配管等の亀裂、損傷その他の不具合の有無の確認。 また、配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無の確認。	年1回
接続する排水溝等	目視・測定	ひび割れ、被覆の損傷その他不具合の有無の確認。 有害物質を含む水の地下への浸透の有無を、観測井の水質測定により確認。	6か月に1回
使用の方法	担当者への聞き取り	作業手順や、設備の作動状況・適切な運転や、有害物質が漏えいした場合の手順についての確認	年1回

4. 定期点検の記録と保存について

- ア 点検の記録は、別紙「点検記録表」に記録する。また、異常等が確認された場合には、詳細及び講じた措置を「異常等が確認された場合の点検記録表」にも記録する。
- イ 点検の記録は、3年間保存（※異常等が確認された場合の点検記録表はなるべく長期保存することが望ましい）する。
- ウ 点検の記録は、施設管理課執務室内に保存する。

<資料編>

資料1 特定施設一覧

<水質汚濁防止法施行令 別表第1 (第1条関係) >

1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 選鉱施設
- ロ 灰炭施設
- ハ 坑水中和沈でん施設
- ニ 掘削用の泥水分離施設

1の2 農産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

2 農産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 湯煮施設

3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水産動物原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 脱水施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設

4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 湯煮施設

5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 湯煮施設
- ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
- ヘ ろ過施設

6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
- ハ ろ過施設
- ニ 分離施設
- ホ 精製施設

8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 榨汁施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- ヘ 蒸留施設

11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 真空濃縮施設
- ホ 水洗式脱臭施設

12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 分離施設

13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設

洗浄施設
 分離施設

1 4 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 原料浸せき施設
 洗浄施設（流送施設を含む。）
 分離施設
 混だめ及びこれに類する施設

1 5 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 原料処理施設
 ろ過施設
 精製施設

1 6 麺類製造業の用に供する湯煮施設

1 7 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

1 8 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

1 8の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 原料処理施設
 湯煮施設
 洗浄施設

1 8の3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 水洗式脱臭施設
 洗浄施設

1 9 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- まゆ湯煮施設
 副蚕処理施設
 原料浸せき施設
 精練機及び精練そう
 シルケツト機
 漂白機及び漂白そう
 ト染色施設
 薬液浸透施設
 のり抜き施設

2 0 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 洗毛施設
 洗化炭施設

2 1 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 湿式紡糸施設
 リンターや未精練繊維の薬液処理施設
 原料回収施設

2 1の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

2 1の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設

2 1の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 湿式バーカー
 接着機洗浄施設

2 2 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 湿式バーカー
 薬液浸透施設

2 3 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 原料浸せき施設
 湿式バーカー
 碎木機
 蒸解施設
 蒸解廃液濃縮施設
 チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 漂白施設
 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 セロハン製膜施設
 湿式繊維板成型施設
 廃ガス洗浄施設

2 3の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- 自動式フィルム現像洗浄施設
 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

2 4 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- ろ過施設

- ロ 分離施設
- ハ 水洗式破碎施設
- ニ 廃ガス洗浄施設
- ホ 湿式集じん施設

2.5 削除

2.6 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ ろ過施設
- ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
- ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

2.7 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 遠心分離機
- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
- ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
- ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
- ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
- ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
- チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
- リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
- ヌ 廃ガス洗浄施設
- ル 湿式集じん施設

2.8 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 湿式アセチレンガス発生施設
- ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

2.9 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
- ロ 静置分離器
- ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

3.0 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 蒸留施設
- ハ 遠心分離機
- ニ ろ過施設

3.1 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
- ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
- ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

3.2 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
- ハ 遠心分離機
- ニ 廃ガス洗浄施設

3.3 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 組合反応施設
- ロ 水洗施設
- ハ 遠心分離機
- ニ 静置分離器
- ホ フルオロ樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
- ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
- ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
- チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
- リ 廃ガス洗浄施設
- ヌ 湿式集じん施設

3.4 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 脱水施設
- ハ 水洗施設
- ニ ラテックス濃縮施設
- ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

3.5 有機ゴム製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 蒸留施設
- ロ 分離施設
- ハ 廃ガス洗浄施設

3 6 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 廃酸分離施設
- ロ 廃ガス洗浄施設
- ハ 湿式集じん施設

3 7 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 分離施設
- ハ ろ過施設
- ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
- ホ アセトアルデヒド、アセトン、カブロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
- ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
- チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
- リ 2-エチルヘキシリアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
- ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ル トリエンジソシアネット又は無水フルタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
- ヲ ノルマルバラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設

3 8 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料精製施設
- ロ 塩析施設

3 8の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）

3 9 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 脱酸施設
- ロ 脱臭施設

4 0 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

4 1 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 抽出施設

4 2 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ 洗浄施設

4 3 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

4 4 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 脱水施設

4 5 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設

4 6 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗施設
- ロ ろ過施設
- ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
- ニ 廃ガス洗浄施設

4 7 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 動物原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 分離施設
- ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
- ホ 廃ガス洗浄施設

4 8 火薬製造業の用に供する洗浄施設

4 9 農薬製造業の用に供する混合施設

5 0 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

5 1 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 脱塩施設
- ロ 原油常圧蒸留施設
- ハ 脱硫施設
- ニ 振発油、灯油又は軽油の洗浄施設
- ホ 潤滑油洗浄施設

5 1の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設

5 1の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテツクス成形型洗浄施設

5 2 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ タンニンづけ施設
- ニ クロム浴施設
- ホ 染色施設

5 3 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 研摩洗浄施設
- ロ 廃ガス洗浄施設

5 4 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 抄造施設
- ロ 成型機
- ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）

5 5 生コンクリート製造業の用に供するバツチャーブラント

5 6 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

5 7 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

5 8 煉業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設
- ハ 酸処理施設
- ニ 脱水施設

5 9 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設

6 0 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

6 1 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ タール及びガス液分離施設
- ロ ガス冷却洗浄施設
- ハ 圧延施設
- ニ 焼入れ施設
- ホ 湿式集じん施設

6 2 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 還元そう
- ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
- ハ 焼入れ施設
- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設
- ヘ 湿式集じん施設

6 3 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 焼入れ施設
- ロ 電解式洗浄施設
- ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

6 3の2 空きびん缶焼業の用に供する自動式洗びん施設

6 3の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

6 4 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ タール及びガス液分離施設
- ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）

6 4の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

- イ 沈でん施設
- ロ ろ過施設

6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設

6 6 電気めつき施設

6 6の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

6 6 の 3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設
ロ 洗濯施設
ハ 入浴施設

6 6 の 4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

6 6 の 5 弁当社出し又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

6 6 の 6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

6 6 の 7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

6 6 の 8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

6 7 洗濯業の用に供する洗浄施設

6 8 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

6 8 の 2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

- イ ちゅう房施設
ロ 洗浄施設
ハ 入浴施設

6 9 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

6 9 の 2 鈎壳市場（鈎壳市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の鈎壳のためその水産物の陸揚地において開設される鈎壳市場で、その水産物を主として他の鈎壳市場に出荷する者、水産加工業を営む者に鈎壳する者又は水産加工業を営む者に対し鈎壳するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

- イ 鈎壳場
ロ 仲鈎壳場

7 0 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）

7 0 の 2 自動車分解特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）

7 1 自動式車両洗浄施設

7 1 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
ロ 焼入れ施設

7 1 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設

7 1 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの
ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

7 1 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

7 1 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

7 2 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）

7 3 下水道終末処理施設

7 4 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

指定地域特定施設

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

<環境の保全と創造に関する条例施行規則 別表5 抜粋(届出対象)>

(1~100 水質汚濁防止法施行令別表第1の1~74に同じ)

- 101 29の項、31の項、33の項、34の項、39の項、40の項、42の項から44の項まで、53の項、54の項、62の項、71の項、72の項及び73の2の項(水質汚濁防止法施行令 別表第1の23、24、26、27、32、33、35~37、46、47、53、62、63、63の3の項に同じ)に掲げる事業以外の事業の用に供する廃ガス洗浄施設
- 102 31の項、34の項、40の項、43の項、70の項及び71の項(水質汚濁防止法施行令 別表第1の24、27、33、36、61、62の項に同じ)に掲げる事業以外の事業の用に供する湿式集じん施設
- 103 46の項(水質汚濁防止法施行令 別表第1の39項)に掲げる事業以外の事業の用に供する湿式脱臭施設
- 104 塗料製造業の用に供する塗料調合施設
- 105 圧縮ガス又は液化ガスの製造業の用に供するガス洗浄施設

106 給食業の用に供するちゅう房施設

注1 1~100は水質汚濁防止法・県条例両方の対象(水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法の手続きと重複しないもののみ、県条例の手続きが必要)

2 101~105については、通常排水量50m³/日以上の工場等又は水質汚濁防止法有害物質を使用又は排出する工場等

3 106については、通常排水量50m³/日以上の工場等又は調理室の面積が100m²以上のもの

<環境の保全と創造に関する条例施行規則 別表2 (許可対象)>

- 1 公害防止組織法施行令別表第1に掲げる施設以外の電気めつき施設
- 2 でんぶん又は化工でんぶんの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 原料浸せき施設 (2) 洗浄施設(流送施設を含む。) (3) 分離施設 (4) 渋だめ及びこれに類する施設
- 3 染色整理業の用に供する染色施設
- 4 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 原料浸せき施設 (2) 湿式バーカー (3) 碎木機 (4) 蒸解施設 (5) 蒸解廃液濃縮施設 (6) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (7) 漂白施設 (8) 抄紙施設(抄造施設を含む。) (9) セロハン製膜施設 (10) 湿式繊維板成形施設 (11) 廃ガス洗浄施設
- 5 発酵工業の用に供するアルコール蒸留施設
- 6 べんがら製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 排ガス洗浄施設 (2) べんがら洗浄施設

注 その他「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」別表1に掲げる施設も条例の許可対象

資料2 兵庫県条例許可対象区域指定

<環境の保全と創造に関する条例に基づく工場等の設置の許可を要する区域等の指定>

(昭和47年4月1日兵庫県告示第482号の16) ~神戸市関係抜粋~

	別表第1(許可が必要な区域)	別表第2(設置できない区域)
河川 水域	芦屋市奥山3番地先にある城山えん堤の副堤から上流の芦屋川および同1番地先にある上水取水のためのえん堤から上流の高座川ならびにこれらに流入する公共用水域に係る区域	—
住吉川 水域	神戸市東灘区本山町野寄字西坂口761番地先にある上水取水のためのえん堤から上流の住吉川およびこれに流入する公共用水域にかかる区域	—
都賀川 水域	神戸市灘区水車新田宇宮坂にある上水取水のためのえん堤から上流の都賀川およびこれに流入する公共用水域にかかる区域	—
生田川 水域	神戸市中央区葺合町山郡にある上水取水のためのえん堤から上流の生田川およびこれに流入する公共用水域にかかる区域	—
新湊川 水域	神戸市兵庫区鳥原町にある上水取水のためのえん堤から上流の石井川および神戸市兵庫区平野町天王谷にある上水取水のためのえん堤から上流の天王谷川ならびにこれに流入する公共用水域にかかる区域	—
武庫川 水域	三田市東本庄字五ノ壱398番地の3地先にある大橋から上流の武庫川およびこれに流入する公共用水域にかかる区域	—
加古川 水域	氷上郡山南町井原字下潤田318番地の2地先にある井原橋から上流の加古川およびこれに流入する公共用水域にかかる区域	—
海域	神戸市兵庫区浜中町2丁目12番地先にある高松橋から東側の兵庫運河に流入する公共用水域にかかる区域	狩口川左岸(神戸市垂水区舞子町狩口9番の2地先)から妙法寺右岸(須磨区若宮町1丁目24番の1地先)陸岸の地先海域に流入する公共用水域にかかる区域であって、国道2号以南の区域

注 昭和47年4月1日において現に設置されている工場等が、公害防止計画もしくは都市計画により、または法令の規定に基づく義務の履行としてこの表に定める区域内に移転する場合、工業専用地域に立地する場合等は適用されません

資料3 有害物質、生活環境項目、指定物質 一覧（令和6年4月時点）

1 有害物質（水質汚濁防止法第2条第2項第1号）

カドミウム及びその化合物	1, 2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロパン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふつ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1, 2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1, 1-ジクロロエチレン	1, 4-ジオキサン

2 生活環境項目（水質汚濁防止法第2条第2項第2号）

水素イオン濃度	亜鉛含有量
生物化学的酸素要求量及び 化学的酸素要求量	溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量
浮遊物質量	クロム含有量
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量・動植物油脂類含有量)	大腸菌群数
フェノール類含有量	窒素又りんの含有量(湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。)
銅含有量	

3 指定物質（水質汚濁防止法第2条第4項）

ホルムアルデヒド	クロロホルム	クロルピリホス
ヒドラジン	硫酸ジメチル	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
ヒドロキシルアミン	クロルピクリン	アラニカルブ
過酸化水素	ジクロルボス (DDVP)	クロルデン
塩化水素	オキシデプロホス (ESP)	臭素
水酸化ナトリウム	トルエン	アルミニウム及びその化合物
アクリロニトリル	エピクロロヒドリン	ニッケル及びその化合物
水酸化カリウム	ステレン	モリブデン及びその化合物
アクリルアミド	キシレン	アンチモン及びその化合物
アクリル酸	p-ジクロロベンゼン	塩素酸及びその塩
次亜塩素酸ナトリウム	フェノブカルブ (BPM)	臭素酸及びその塩
二硫化炭素	プロピザミド	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く）
酢酸エチル	クロロタロニル (TPN)	
メル-t-ブチルエーテル (MTBE)	フェニトロチオン (MEP)	マンガン及びその化合物
硫酸	イプロベンホス (IBP)	鉄及びその化合物
ホスゲン	イソプロチオラン	銅及びその化合物
1, 2-ジクロロプロパン	ダイアジノン	亜鉛及びその化合物
クロルスルホン酸	イソキサチオン	フェノール類及びその塩類
塩化チオニル	クロルニトロフェン (CNP)	ヘキサメチレンテトラミン
アニリン	PFOA及びその塩	PFOS及びその塩
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		

4 油（水質汚濁防止法第2条第5項）原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

資料4 排水基準（令和6年4月時点）

1 全国一律排水基準（特定事業場）

＜排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1・第2＞

（1）有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 *	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアノ化合物	1リットルにつきシアノ1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1, 3-ジクロロプロパン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物 *	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつき ほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリ グラム
ふつ素及びその化合物 *	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつき ふつ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふつ素15ミリ グラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 *	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1, 4-ジオキサン *	1リットルにつき0.5ミリグラム

備考

- 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

* 暫定排水基準が設定されている業種があります。「排水基準を定める省令」を確認してください。

(2) 生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 *	2
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000
窒素含有量 *	120 (日間平均60)
燐含有量 *	16 (日間平均8)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。(P65 参照)
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上(30 立方メートル:P64 備考7参照)である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共に存する硫酸鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

* 暫定排水基準が設定されている業種があります。「排水基準を定める省令」を確認してください。

2 兵庫県上乗せ排水基準（特定事業場）

＜水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号）＞

（1）有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
シアノ化合物	1リットルにつきシアノ 0.7ミリグラム	1リットルにつきシアノ 0.3ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン及びEPNに限る。）	1リットルにつき 0.7ミリグラム	1リットルにつき 0.3ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.35ミリグラム (電気めっき業のみ)	1リットルにつき六価クロム 0.1ミリグラム
砒素及びその化合物	—	1リットルにつき砒素 0.05ミリグラム

備考

- 1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。
- 2 この表に掲げる排水基準は、法第2条第2項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）に係る排出水について適用する。
- 3 砒素及びその化合物についての排水基準は、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものに係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 4 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設又はみなし指定地域特定施設（以下「特定施設等」という。）となつた際現に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水については、当該施設が特定施設等となつた日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
 - (1) 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、1年間）
 - (2) みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、3年間）
- 5 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
 - (1) 昭和49年4月1日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「昭和49年改正政令」という。）の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (3) 昭和63年4月1日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第122号。以下「昭和51年改正政令」という。）、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和54年政令第132号。以下「昭和54年改正政令」という。）、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (4) 平成3年11月1日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
 - (5) 備考4に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場

(2) 生活環境項目に係る排水基準

区分		許容限度												
		生物化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	フェノール類含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	銅含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性マングン含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ふつ弗素含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立方センチメートルにつき個〕	
畜産農業	排水量100立方メートル未満のもの	—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	排水量100立方メートル以上のもの	100(80)	100(80)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	排水量1,000立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	排水量1,000立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
食料品製造業及び飲料・飼料・たばこ製造業(たばこ製造業を除く。)	排水量1,000立方メートル未満のもの	—	130(100)	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—
	排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの	100(80)	90(70)	130(100)	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—
	排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの	65(50)	55(40)	80(60)	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—
	排水量10,000立方メートル以上のもの	35(25)	25(20)	50(40)	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—
繊維工業	染色整理業	排水量5,000立方メートル未満のもの	—	100(80)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—	—
		排水量5,000立方メートル以上のもの	55(40)	35(25)	50(40)	—	15	1	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	排水量1,000立方メートル未満のもの	65(50)	65(50)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	50(40)	—	20	—	—	—	—	—	—	—
既設特定事業場	パルプ製造業	—	90(70)	90(70)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	パルプ・紙・紙加工	排水量5,000立方メートル未満のもの	80(60)	80(60)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの	55(40)	55(40)	65(50)	—	—	1	—	—	—	—	—	—
		排水量10,000立方メートル以上のもの	30(20)	30(20)	50(40)	—	—	1	—	—	—	—	—	—
化学工業	ゼラチン・接着剤製造業	—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	排水量1,000立方メートル未満のもの	130(100)	65(50)	150(120)	4	—	1	—	—	3	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの	80(60)	55(40)	130(100)	3	20	1	—	—	3	—	—	—
		排水量10,000立方メートル以上30,000立方メートル未満のもの	40(30)	35(25)	80(60)	2	15	1	—	—	3	—	—	—
	排水量30,000立方メートル以上のもの	乳化重合法によるアクリル系繊維製造工程を有するもの	20(10)	35(25)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—	—
		酢酸繊維製造工程を有するもの	20(10)	30(20)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—	—
		その他のもの	20(10)	20(10)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—	—
石油精製業及び潤滑油製造業	排水量100立方メートル未満のもの	40(30)	40(30)	50(40)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの	30(20)	30(20)	40(30)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	排水量400立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	30(25)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—

区分			許容限度														
			生物化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	フェノール類含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	銅含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性マングン含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ふつ素含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立方センチメートルにつき個〕			
コークス製造業	排水量100立方メートル未満のもの		40(30)	40(30)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
	排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
	排水量400立方メートル以上のもの		20(10)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
なめし革製造業			—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
骨材・石工品等製造業	排水量1,000立方メートル未満のもの		60(50)	60(50)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	排水量1,000立方メートル以上のもの		35(25)	35(25)	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	排水量1,000立方メートル未満のもの		100(80)	100(80)	150(120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
既設特定事業場	排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの		60(50)	60(50)	90(70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—	—		
	排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの		35(25)	35(25)	50(40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—		
	排水量10,000立方メートル以上のもの		20(10)	20(10)	40(30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—		
ガス業	排水量100立方メートル未満のもの		40(30)	40(30)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
	排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
	排水量400立方メートル以上のもの		20(10)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
旅館その他の宿泊所			100(80)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療業			100(80)	100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
と畜場			80(60)	80(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(2,000)		
研究、試験、検査等の業務用の施設			100(80)	100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
し尿処理施設	処理対象人員201人以上501人未満のもの	昭和49年3月31日以前に設置したもの		80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		その他の区域		120(90)	130(100)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		昭和49年4月1日から昭和56年5月31日までに設置したもの		80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		301人以上のもの		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		昭和56年6月1日以降に設置したもの		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
し尿処理施設	処理対象人員501人以上のもの	指定区域		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		処理対象人員2,000人未満のもの		80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		その他の区域		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		処理対象人員2,000人以上のもの		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		処理対象人員2,000人以上のもの		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他のもの			40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

区分			許容限度												
			生物化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	フェノール類含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	銅含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ふつ弐素含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立方センチメートルにつき個〕	
既設特定事業場	下水道終末処理施設	中級処理のもの	80(60)	—	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		高級処理のもの	25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の業種又は施設		排水量1,000立方メートル未満のもの	100(80)	100(80)	150(120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	90(70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの	35(25)	35(25)	50(40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量10,000立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	40(30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—
その他の特定事業場	旅館その他の宿泊所		25(20)	25(20)	60(40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)
	研究、試験、検査等の業務用の施設		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)
	し尿処理施設	し尿浄化槽	25(20)	50(40)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	25(20)	60(50)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設		25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの	40(30)	40(30)	50(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの	30(20)	30(20)	40(30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)
		排水量400立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	30(20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)

備考

- この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、漁業法（昭和24年法律第267号）第152条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれにその水が流入する公共用水域で、県の区域に属する区域とする。
- この表に掲げる排水基準は、排水量が30立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、2以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場に係る排出水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、次に掲げる排出水については、適用しない。
 - 下水道終末処理施設から排出される排出水のうち、次に掲げる公共用水域に排出される排出水
 - 海域（平成7年環境庁告示第5号別表水域の欄に掲げる大阪湾（イ）及び大阪湾（ロ）の海域を除く。）
 - アに掲げる海域にその水が流入する公共用水域（海域及び次に掲げる公共用水域を除く。）
 - （ア）水域類型（昭和46年環境庁告示第59号別表2の1(1)に掲げる類型をいう。）の指定がされている河川の区域のうち、最下流環境基準点（当該河川の区域における同告示に規定する環境基準の維持達成状況を把握するための地点で当該河川の最下流にあるものとして知事が告示するものをいう。）よりも上流の区域
 - （イ）（ア）に掲げる河川の区域にその水が流入する公共用水域
 - 特定事業場（下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除く。）から排出される排出水のうち海域及び湖沼に排出される排出水
- 銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、昭和49年1月1日においてゆう出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設等となつた際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水については、当該施設が特定施設等となつた日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
 - 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、1年間）
 - みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、3年間）
- この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度（水素指数）の項目についての許容限度は、排水量が30立方メートル以上50立方メートル未満である特定事業場にあつては排水基準を定める省令（昭和46年総理附令第35号。以下「省令」という。）で定める許容限度とし、排水量が50立方メートル以上ある特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。
- 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
 - 昭和49年4月1日において、昭和49年改正政令の規定による改正前の政令別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - 昭和63年4月1日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - 平成3年1月1日において、平成2年改正政令の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
 - 備考6に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場

- 9 「排水量」とは、1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 10 「中級処理のもの」とは高速散水濾床法、モディファイド、エヤレーション法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいい、「高級処理のもの」とは活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいう。
- 11 「指定区域」とは、昭和49年3月31日において建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域をいう。
- 12 () 内の数値は、日間平均値を示す。

<参考> 「1日の排出水の平均的な汚染状態」及び「1日当たりの平均的な排出水の量」について

生活環境項目の生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、大腸菌群数、窒素含有量及び燐含有量の項目については、「日間平均値」による許容限度が定められています。

「1日の排出水の平均的な汚染状態（日間平均値）」とは、「1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値をいい、この場合、操業開始直後および操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとします。なお、終日操業している場合は、1日につき夜間を含め3回以上測定する。」ものとされています。

「1日当たりの平均的な排出水の量（日平均排水量）」とは、通常の操業下における排出水の量（通常の排水量）をいい、次により算定します。

- ① 正常に操業している時点において1日1回、週3回以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行い、次式により求めた量とします。なお、季節的に大幅に排水量が変動する場合は、通常の操業時期を対象とします。

$$Q = (q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n) / n$$

Q : 1日当たりの平均的な排出水の量 ($m^3/日$)

q_n : 実測流量 ($m^3/秒$)

t_n : q_n の測定を行った日の実質操業時間 (秒)

n : 測定回数

- ② 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行い、かつ使用水が水道のみの場合は、①にかかわらず、次式によることができます。

$$Q = (Q_T - Q_0) / n$$

Q_T : 1か月間の水道使用量

Q_0 : 製造過程等で明らかに消費される水量（実測若しくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る。）

n : 1か月間の操業日数

<参考> 「特定施設等となった日」

水質汚濁防止法施行令の改正等により、法規制対象に追加されたものは下表のとおりです。

政令の名称	政令施行日	特定施設 番号等	業種又は施設の区分等 (区分の詳細は、施行令別表第1を参照してください。)
昭和47年 政令第346 号	昭和47年10月1日	1の2	畜産農業又はサービス業
昭和49年 政令第363 号	昭和49年12月1日	66の3	旅館業
		71の2	研究、試験、検査等の業務用の施設 (対象として、専修学校が昭和51年1月3日に追加)
		19リ	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 (リ:のり抜き施設)、イ~チは当初政令時からすでにあり
昭和51年 政令第122 号	昭和51年6月1日	64の2	水道施設
		69の2	中央卸売市場
昭和54年 政令第132 号	昭和54年5月10日	68の2	病院(病床数が300以上)
		71の3	一般廃棄物処理施設 (平成9年12月1日の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正に伴い特定施設の範囲が拡大)
昭和56年 政令第327 号	昭和57年1月1日	18の2	冷凍調理食品製造業
		18の3	たばこ製造業
		21の2	一般製材業又は木材チップ製造業
		21の3	合板製造業
		21の4	パーテイクルボード製造業
		23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業
		51の2	工業用ゴム製品製造業
		51の3	医療用ゴム製品製造業
		63の2	空きびん卸売業
		70の2	自動車分解整備事業
		71の4イ	産業廃棄物処理施設(平成9年12月1日の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正に伴い特定施設の範囲が拡大)
昭和57年 政令第157 号	昭和57年7月1日	69の4	地方卸売市場
昭和63年 政令第252 号	昭和63年10月1日	66の4	共同調理場(総床面積500m ² 未満除く)
		66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業(総床面積360m ² 未満除く)
		66の6	飲食店(総床面積420m ² 未満除く)
		66の7	そば店、うどん店、すし店等の飲食店(総床面積630m ² 未満除く)
		66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等の飲食店(総床面積1,500m ² 未満除く)

平成2年 政令第266号	平成3年4月1日	指定地域特定施設	201人以上500人以下のし尿浄化槽
平成3年 政令第240号	平成3年10月1日	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（ジクロロメタンに係るものを除く）
		71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（ジクロロメタンに係るものを除く）
平成10年 政令第173号	平成10年6月17日	71の4口	産業廃棄物処理施設 (H12. 10.1の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正に伴い特定施設の範囲が拡大)
平成11年 政令第412号	平成12年3月1日	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（ジクロロメタンに係るもののみ）
		71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（ジクロロメタンに係るもののみ）
平成13年 政令第201号	平成13年7月1日	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設
平成24年 政令第147号	平成24年5月25日	38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
		66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

(注) 47二、49、50、56号は有害物質を使用するものに限られます。

有害物質に追加された日

- ①昭和50年3月1日（ポリ塩化ビフェニル）
- ②平成10年10月1日（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）
- ③平成6年2月1日（ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン）
- ④平成13年7月1日（ほう素、ふつ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物）
- ⑤平成24年5月25日（トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン）

兵庫県上乗せ基準は、法令改正により新たに規制対象となった事業場について、6か月間の排水基準適用猶予等、「既設特定事業場」の特別許容限度値等を定めています。

3 兵庫県条例が定める排水基準（特定事業場以外の工場・事業場（畜産業に係るものを除く））

＜環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成8年兵庫県告示第542号別表第5 排出基準）

項目		許容限度
健康項目	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.05ミリグラム
	シアノ化合物	1リットルにつきシアノとして1ミリグラム
	有機りん化合物	1リットルにつき1ミリグラム
	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム
	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム
	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素として0.1ミリグラム
	水銀及びアルキル水銀その他の化合物	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	ポリクロロナフタレン（別名PCB）	1リットルにつき0.003ミリグラム
	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
	1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
	1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
	1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
	1, 3-ジクロロプロパン	1リットルにつき0.02ミリグラム
一般項目	テトラチオウラムジスルフィド（別名チウラム）	1リットルにつき0.06ミリグラム
	2-クロロ-4,6-ビス(エチアミ)-S-トリアジン（別名シマジン）	1リットルにつき0.03ミリグラム
	S-4-クロロベンゼンジル=N,N-ジエチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	1リットルにつき0.2ミリグラム
	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレンとして0.1ミリグラム
	水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるものにあっては、5.8以上8.6以下。 海域に排出されるものにあっては、5.0以上9.0以下
	生物化学的酸素要求量	1リットルにつき <u>100</u> ミリグラム（日間平均80ミクログラム）
	化学的酸素要求量	1リットルにつき <u>100</u> ミリグラム（日間平均80ミクログラム）
	浮遊物質量	1リットルにつき <u>90</u> ミリグラム（日間平均70ミクログラム）
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 1リットルにつき5ミリグラム 動植物油脂類 1リットルにつき20ミリグラム
	フェノール類含有量	1リットルにつき5ミリグラム
	クロム含有量	1リットルにつき2ミリグラム
	溶解性鉄含有量	1リットルにつき10ミリグラム
	溶解性マンガン含有量	1リットルにつき10ミリグラム
	ふつ素含有量	1リットルにつき15ミリグラム
	銅含有量	1リットルにつき3ミリグラム
	亜鉛含有量	1リットルにつき5ミリグラム
	大腸菌群数	日間平均1立法センチメートルにつき3,000個

備考

下線部：全国一律排水基準より厳しい値

- この排出基準は、公共用水域に排水を放流する工場等（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる特定施設及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第4条の2に規定されるみなし指定地域特定施設を設置する工場等並びに畜産業に係る工場等を除く。）について適用

用する。

- 2 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。
- 3 化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 109 条第 2 項に規定される瀬戸内海の海域に流入するものを除く。）に排出される排水には適用しない。
- 4 「検出されないこと。」とは、5 に掲げる方法により排水の汚染状態を測定した場合において、当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 5 この表に掲げる項目に係る数値の検定は、排水基準を定める省令第 2 条に基づき環境大臣が定める方法（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号））によるものとする。

4 その他の基準

○特定地下浸透水に関する基準

- ① 特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件（排水を地下浸透させる際の基準）
→ 水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法
(平成元年環境庁告示第 39 号)

② 净化基準（地下水の水質浄化命令に係る基準）

→ 水質汚濁防止法施行規則 別表（法第 14 条の 3 第 1 項、規則第 9 条の 3 関係）

○環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/index.html>

- ① 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）
 - ・人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）
 - ・生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）（河川、湖沼、海域）
- ② 地下水の水質汚濁にかかる環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号）
- ③ ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
- ④ 土壤の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）